

欧州投資関連コスト一覧

(北アフリカ・CIS 諸国を含む)

—2011 年度調査—

在欧州・ロシア・CIS ジェトロ事務所

欧州ロシア CIS 課、中東アフリカ課

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

2011年7月、ジェトロは西欧16都市、中・東欧9都市、ロシア・CIS5都市、北アフリカ・中東2都市を対象とした投資関連コスト比較調査を実施した。賃金については、前回2010年11月調査同様、ジュネーブ、コペンハーゲン、デュッセルドルフなど西欧及び北欧都市で高く、概ね中・東欧、ロシア、北アフリカ及びCISの順に賃金水準が下がっていく結果となった。

＜ロシア・CIS、南東欧などで賃金上昇率高まる＞

ワーカー（一般工）の月額グロス賃金を比較する（図1参照）と、上位5都市に変動はなく、最も高いのがジュネーブの5,039ユーロ、次いでコペンハーゲン3,733ユーロ、デュッセルドルフ3,239ユーロ、ストックホルム2,712ユーロ、ヘルシンキ2,669ユーロであった。

一方、ワーカー賃金が低いのは、ウズベキスタン・タシケント(235ユーロ)、カザフスタン・アルマトイ(345ユーロ)、ウクライナ・キエフ(465ユーロ)といったCIS諸国、南東欧のベオグラード(246ユーロ)、ソフィア(356ユーロ)、ブカレスト(409ユーロ)、北アフリカのエジプト・カイロ(359ユーロ)であった。

前回調査で初めて調査対象に加えた営業職の賃金（月額、グロス、図2参照）について

は、24都市のデータが入手できた。ジュネーブ(6,400ユーロ)を筆頭に、コペンハーゲン(5,620ユーロ)、デュッセルドルフ(4,026ユーロ)、ストックホルム(3,898ユーロ)、ヘルシンキ(3,832ユーロ)と、前回同様にスイスや北欧で高い水準となった。一方、タシケント(99ユーロ)、アルマトイ(518ユーロ)、キエフ(630ユーロ)、カイロ(654ユーロ)といった CIS 諸国などで低い水準となった。

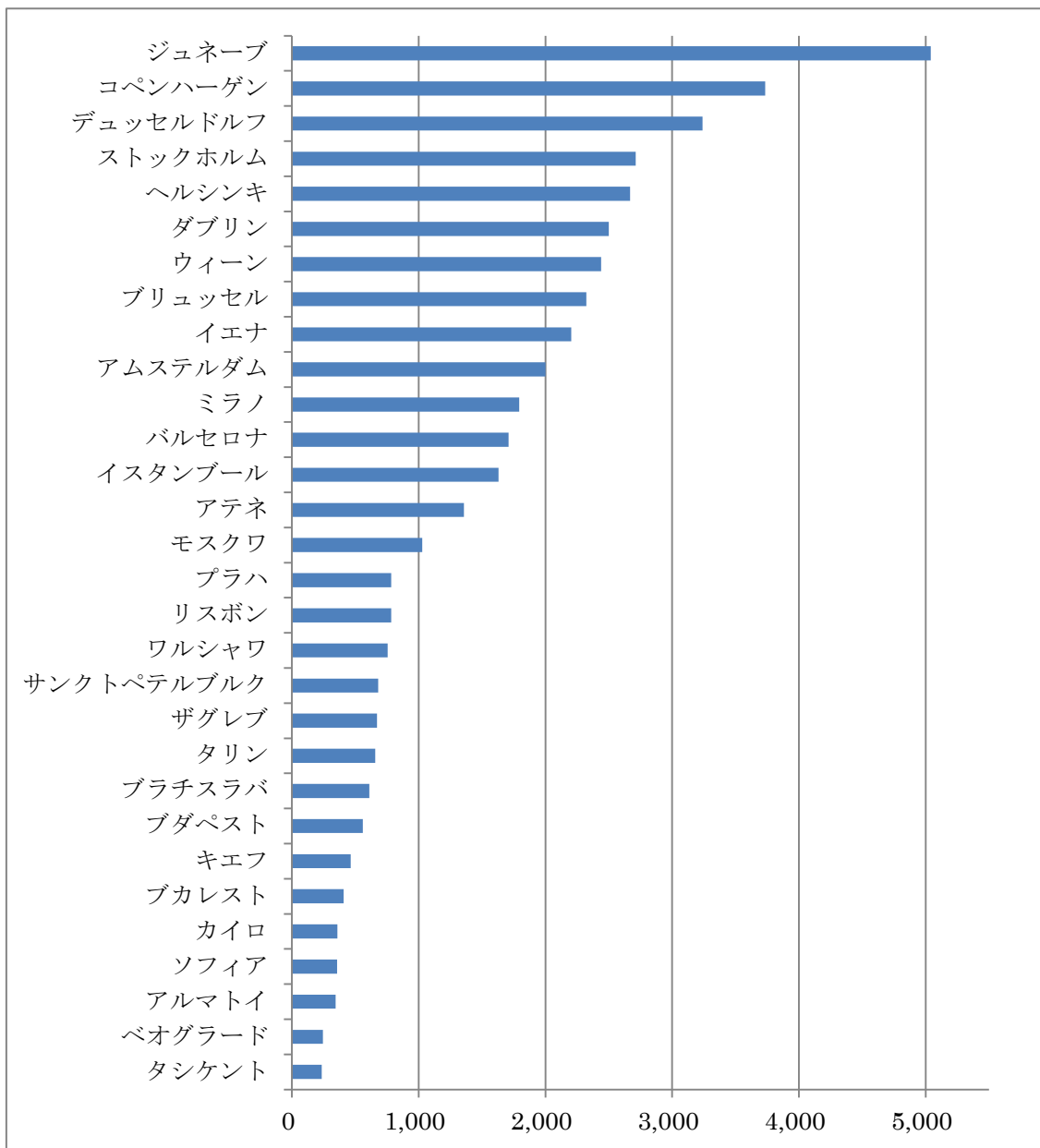
2009年の名目賃金上昇率は、世界的な金融危機に端を発する不況の影響でいずれの国でも低く抑えられたが、2010年はウズベキスタン(36.4%)、エジプト(13.8%)、カザフスタン(12.0%)、ロシア(11.9%)、セルビア(7.6%)、ブルガリア及びトルコ(6.3%)と、ロシア・CIS、南東欧、北アフリカ・中東で高い伸びがみられた。これらを除く西欧・中欧諸国では、依然として5%以下の低い伸びに抑えられている。西欧に比べて東欧やロシア・CIS、北アフリカの賃金上昇率が高いものの、ワーカー（一般工）、営業職ともに、東西の賃金水準の差は依然大きい。

<ギリシャで付加価値税軽減税率引き上げ>

前回調査では付加価値税率の引き上げが8カ国で見られた。このうち、英国、スイス、ポーランド、スロバキアが2011年1月からの引き上げであった。それ以降、ギリシャが更に2011年9月にレストランでの飲食などに適用していた13%の軽減税率を23%に引き上げた（一部例外品目あり）ほかは、付加価値税増税の動きは見られない。

今回は、賃金、税制のほか、土地代、輸送費、電気・水道・ガス料金などを調査している。結果の詳細はジェットロ投資コスト比較調査ウェブサイト参照。

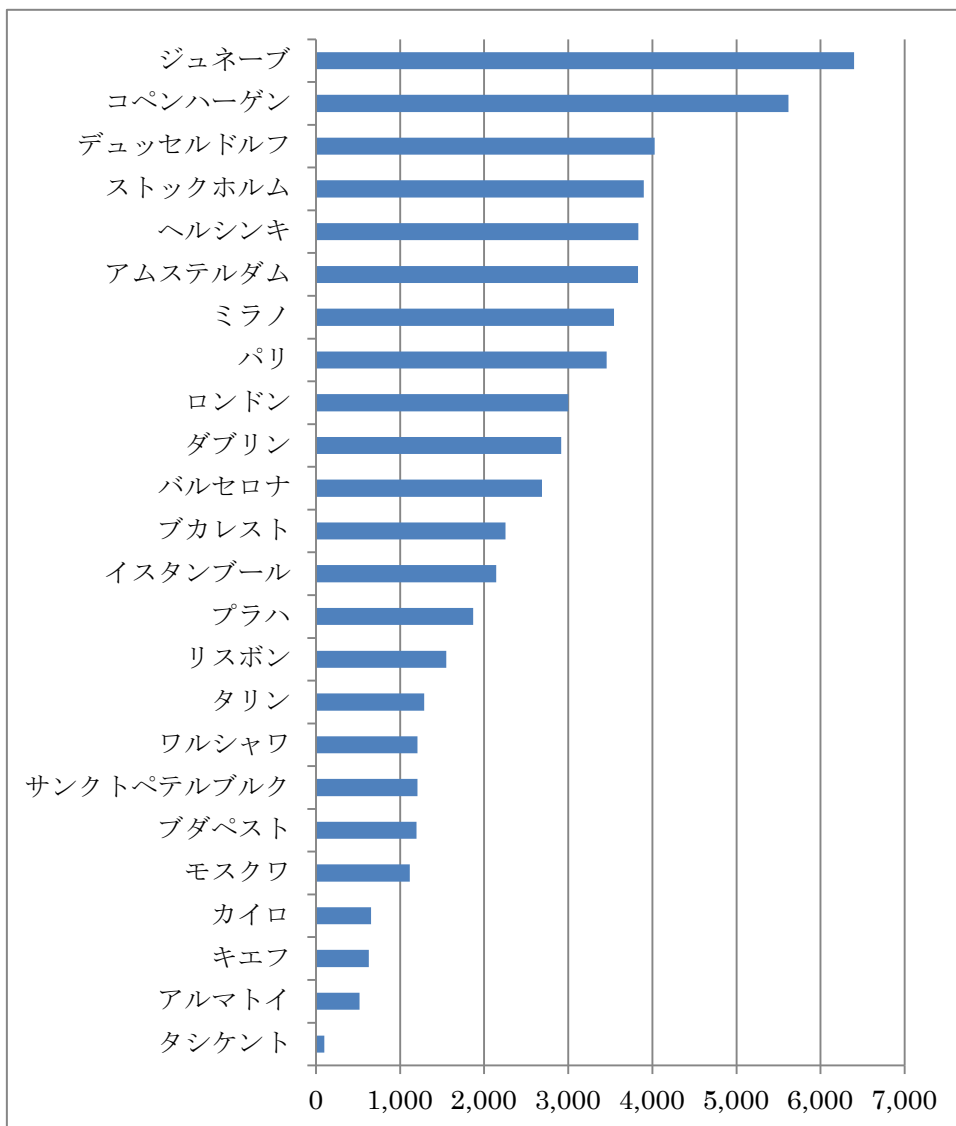
図1. 都市別ワーカー（一般工）賃金



(注) 賃金幅がある場合、単純平均値で算出（適切な回答のあった都市のみ表示）

(出所)調査資料を基に作成

図2. 都市別営業職賃金



(注) 賃金幅がある場合、単純平均値で算出 (適切な回答のあった都市のみ表示)

(出所) 調査資料を基に作成

欧州地域・2011年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名(調査都市)を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名(調査都市)」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

賃金総括表	6
＜西欧＞	
1. ベルギー(ブリュッセル)	7
2. オランダ(アムステルダム)	9
3. フランス(パリ)	11
4. イタリア(ミラノ)	13
5. スペイン(バルセロナ)	15
6. ポルトガル(リスボン)	17
7. ギリシャ(アテネ)	19
8. 英国(ロンドン)	21
9. アイルランド(ダブリン)	23
10. ドイツ(デュッセルドルフ)	25
11. ドイツ(イエナ)	27
12. オーストリア(ウィーン)	29
13. スイス(ジュネーブ)	31
14. スウェーデン(ストックホルム)	33
15. デンマーク(コペンハーゲン)	35
16. フィンランド(ヘルシンキ)	37
＜中・東欧＞	
17. エストニア(タリン)	39
18. チェコ(プラハ)	41
19. ハンガリー(ブダペスト)	43
20. ポーランド(ワルシャワ)	45
21. スロバキア(ブラチスラバ)	47
＜南東欧＞	
22. ルーマニア(ブカレスト)	49
23. ブルガリア(ソフィア)	51
24. セルビア(ベオグラード)	53
25. クロアチア(ザグレブ)	55
＜ロシア、CIS諸国＞	
26. ロシア(モスクワ)	57
27. ロシア(サンクトペテルブルク)	59
28. ウクライナ(キエフ)	61
29. ウズベキスタン(タシケント)	63
30. カザフスタン(アルマトイ)	65
＜北アフリカ＞	
31. トルコ(イスタンブール)	67
32. エジプト(カイロ)	69

賃金(月額)総括表

<西欧>

(単位:ユーロ)

国 調査都市	ベルギー (ブリュッセル)	オランダ (アムステルダム)	フランス (パリ)	イタリア (ミラノ)	スペイン (バルセロナ)	ポルトガル (リスボン)
法定最低賃金	1,443.54/月	1435.20/月	1365/月	1179.98/月	641.40/月	485/月
ワーカー	2,287~2,359	1979~2021	1,581	1,793	1,195~2,225	784
エンジニア	4,466	3436~3507	3,333~4,167	3,333~4,583	1,821~3,646	1,430
中間管理職	6,337	4307~4400	3,333~3,667	3,750~4,583	2,726~5,647	1,773
営業職	n.a.	3786~3871	3786~3871	2,917~4,167	1,765~3,610	1,549
店舗スタッフ(アパレル)	2,405	1,537	1,722	n.a.	1,466	663
店舗スタッフ(飲食)	2,124	1,564	1,716~1,949	n.a.	1,149	576

国 調査都市	ギリシャ (アテネ)	英国 (ロンドン)	アイルランド (ダブリン)	ドイツ (デュッセルドルフ)	(東部ドイツ) (アイナ)	オーストリア (ウィーン)
法定最低賃金	34~46	(1)652.8/月 (2)883.2/月 (3)1078.4/月	1,384/月	1,272/月	1,044.8/月	n.a
ワーカー	1,358	2,088	2,083~2,917	3,239	2,169~2,238	2,440
エンジニア	3,812	3,583	3,750~5,417	4,472	3,461~3,576	3,533
中間管理職	5,013	4,699	3,750~5,417	6,083	4,268~4,499	4,681
営業職	n.a.	2,999	3786~3871	4,026	n.a	-
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	1,414	1,833~2,167	3,330	1,686~2,109	1,992
店舗スタッフ(飲食)	n.a.	1,198	1,667~2,083	2,915	1,455	1,877

国 調査都市	スイス (ジュネーブ)	スウェーデン (ストックホルム)	デンマーク (コペンハーゲン)	フィンランド (ヘルシンキ)	エストニア (タリン)
法定最低賃金	-	-	-	-	278
ワーカー	5,039	2,712	3,733	2,669	658
エンジニア	5,754	3,679	6,634	3,389	901
中間管理職	6,714	4,876	7,926	4,456	2,115
営業職	6,400	3,898	5,620	3,832	1,288
店舗スタッフ(アパレル)	3,373	2,639	3,445	2,130	320~383
店舗スタッフ(飲食)	3,198	2,229	3,819	1,978	511~575

国 調査都市	チェコ (プラハ)	ハンガリー (ブダペスト)	ポーランド (ワルシャワ)	スロバキア (ブラチスラバ)
法定最低賃金	330	295	351	1,822/時 317/月
ワーカー	784	418 - 701	470~1,041	612
エンジニア	1,282	741 - 1,663	962~1,422	751
中間管理職	3,394	2,164 - 3,419	1,443~2,401	1,241
営業職	1,870	1,194	988~1,424	-
店舗スタッフ(アパレル)	651	454	1,537	466
店舗スタッフ(飲食)	685	383	846~952	466

<南東欧>

国 調査都市	ルーマニア (ブカレスト)	ブルガリア (ソフィア)	クロアチア (ザグレブ)	セルビア (ベオグラード)
法定最低賃金	165	138	382	1
ワーカー	345~472	356	671	246
エンジニア	782~1,428	713	1,026	395
中間管理職	2,258~3,002	1,069	1,326	725
営業職	2,041~2,468	-	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	340	609	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	n.a.	261	609	n.a.

<ロシア、CIS諸国>

国 調査都市	ロシア (モスクワ)	ロシア (サンクトペテルブルク)	ウクライナ (キエフ)	ウズベキスタン (タシケント)	カザフスタン (アルマトイ)
法定最低賃金	275/月	a) 181/月 b) 114/月	83	23	76
ワーカー	694 ~ 1,364	681	86~844	226~244	345
エンジニア	1,240 ~ 2,231	935	276~760	400	552
中間管理職	1,983 ~ 7,437	2,085	829~3,979	493	691
営業職	744 ~ 1,487	1,205	223~1,036	99	518
店舗スタッフ(アパレル)	421 ~ 1,116	564	211~590	99	345
店舗スタッフ(飲食)	446 ~ 1,116	564	632	198	242

<北アフリカ>

国 調査都市	トルコ (イスタンブール)	エジプト (カイロ)
法定最低賃金	571.97(月額、ネット)	実質上なし
ワーカー	837.26 ~ 2,423.90	167.75~549.52
エンジニア	1,714.82 ~ 2,572.24	289.22~1099.04
中間管理職	1,929.18 ~ 3,000.94	520.60~1735.33
営業職	1,714.82 ~ 2,572.24	208.24~1099.04
店舗スタッフ(アパレル)	1,071.76 ~ 1,714.82	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	857.41 ~ 1,286.12	n.a.

:法定最低賃金が時給単位で定められている場合、「1日当たり8時間・月当たり20日勤務」を前提に月額換算

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,312~3,416	2,287~2,359	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ。 フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、2010年、2011年の名目賃金上昇率(3.9%、0.6%、2.9%)を乗じた増加分を加算。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	6,468	4,466	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ。 フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、2010年、2011年の名目賃金上昇率(3.9%、0.6%、2.9%)を乗じた増加分を加算。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,177	6,337	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ。 フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、2010年、2011年の名目賃金上昇率(3.9%、0.6%、2.9%)を乗じた増加分を加算。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,483	2,405	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ。 フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、2010年、2011年の名目賃金上昇率(3.9%、0.6%、2.9%)を乗じた増加分を加算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,076	2,124	出所:連邦経済省「Quel salaire pour quel travail?」(2010年10月12日) 基本給(グロス)のみ。 フルタイムで10人以上を雇用している企業が調査対象。 農業・漁業・公務・教育・ヘルスケア・その他の公的サービス部門は除く。 元データは2008年10月時点であり、その金額に2009年、2010年、2011年の名目賃金上昇率(3.9%、0.6%、2.9%)を乗じた増加分を加算。
	6.法定最低賃金	2,091/月	1,443.54/月	出所:連邦雇用省 改定日:2011年5月1日 21歳以上(勤続6か月未満)の場合。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		夏:最大でグロス月給の92% 冬:月給1か月分	出所:フェッドウェブ(連邦政府サイト) 一般的には年2回支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:32.53~34.22% 被雇用者負担率:13.07% 雇用者負担率の内訳: 年金:8.86% 医療保険:6.15% 失業保険:1.46% その他:16.06%(被雇用者数10人未満)、17.75%(被雇用者数10人以上)		出所:セキユレックス(政府公認の給与計算代行企業) (2011年第3四半期の数値) 雇用者負担率は被雇用者数によって異なる。
9.名目賃金上昇率	2009年:3.9% 2010年:0.6% 2011年:2.9%		出所:ベルギー国立銀行 2011年は予測値。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	217~724	150~500	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社(BRDA) ブリュッセル首都圏地域の工場(1,001~2,500m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	6.24~9.41	4.31~6.50	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社(BRDA) ブリュッセル首都圏地域の工場(1,001~2,500m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	14~23	10~16	出所:ブリュッセル首都圏地域開発公社(BRDA) ブリュッセル中心地の事務所(500~1,000m2) 諸経費、諸税含まず(VAT非課税)。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	1,079~3,621	745~2,500	出所:イモウェブ(Immoweb) ブリュッセル(Woluwe-Saint-Pierre)のアパートメント 2ベッドルーム、VAT非課税。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	2.43	1.68	出所:ベルガコム 通話料金はピーク時(月~金、8~19時)の場合。
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	152	105	出所:ベルガコム 「Biz Internet Pro」プラン(PC10台まで接続)の場合。 月額

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:8.31~25 1kWh当たり料金:0.30	月額基本料: 5.74~17 1kWh当たり料金:0.21	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2011年7月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:10~26 1kWh当たり料金:0.31	月額基本料: 7.06~18 1kWh当たり料金:0.21	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2011年7月時点の「パール・プリュス(固定料金、3年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.51~3.04 1m3当たり料金:3.43~7.08	月額基本料: 1.04~2.10 1m3当たり料金: 2.37~4.89	出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は年額を月額換算。VAT(6%)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:9.37~136 1m3当たり料金:1.06~1.36	月額基本料:6.47~94 1m3当たり料金:0.73~0.94	出所:エレクトラベル 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2011年8月時点の「プロフェッショナル(固定料金、1年契約)」プラン、ブリュッセル首都圏の場合。月額基本料には配送料、検針料を含む。 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,048 (2)4,324 (3)4,721	(1)1,414 (2)2,986 (3)3,260	出所:在ベルギー運送会社 (1)対日輸出:工場名(ザベンテム)→最寄り港(アントワープ港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(ザベンテム)→最寄り港(アントワープ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(アントワープ港)→工場名(ザベンテム)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.99		出所:連邦財務省 基本税率は33%で課税所得が332,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される。 0~2万5,000ユーロ:24.25% 2万5,000ユーロ超~9万ユーロ:31.00% 9万ユーロ超~32万2,500ユーロ:34.50% 32万2,500ユーロ超:33.00% 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度あり。
	23.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階。 課税所得が7,900ユーロ以下:25% 7,900ユーロ超~11,240ユーロ:30% 11,240ユーロ超~18,730ユーロ:40% 18,730ユーロ超~34,330ユーロ:45% 34,330ユーロ超:50%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:連邦財務省 国税 軽減税率(6%、12%)あり
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日・ベルギー租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法により一定の要件を満たせば源泉税が免除される。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5 その他:15		出所:日・ベルギー租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6か月以上保有していること
	27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	10		出所:日・ベルギー租税条約(第12条)

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,866~2,927	1,979~2,021 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均賃金、年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む。社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,976~5,079	3,436~3,507 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) エンジニアの賃金、年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む。社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,238~6,372	4,307~4,400 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 中間管理職の賃金、年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む。社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	4.営業職(月額)	5,483~5,606	3,786~3,871 出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 営業職の賃金、年収をもとに計算(2カ月の固定賞与を含む。社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,226	1,537 出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,265	1,564 出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金(社会保障雇用者負担分、残業代、変動賞与含まず)。
	6.法定最低賃金	2,078/月	1435.20/月 出所:労働省 23歳以上の金額。 改定日:2011年7月1日。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		約2カ月相当 出所:最低賃金と最低休暇手当法、第15条 年間収入の最低8%を休暇手当として支給することが義務付けられている。これに加えて1か月分の賞与を支給するのが慣例。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.92% 被雇用者負担率:31.15% 雇用者負担率の内訳: 労働障害保険:5.72% 失業保険:6.10% 医療保険:7.75% その他:0.35% 被雇用者負担率の内訳: 国民老齢年金保険:17.90% 遺族年金保険:1.1% 特別医療費保険:12.15%	
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:3.5% 2009年:2.7% 2010年:1.0%		出所:オランダ経済政策分析局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	549	379 出所:ヘメントレク・フロンペドライブ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内10カ所の工業団地の平均額 不動産譲渡税(6%)含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.27~16	6.40~11 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産業者) アムステルダム市内3カ所の工業団地の借料平均額。 2.50ユーロ(月額)のサービス料含む。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	41~64	28~44 出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産業者) アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区。 5.42ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料含む。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,462	1,700 出所:不動産業者から聴取 地区名:アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市の隣町) 住宅の種類:コンドミニウム、3LDK、駐車場付。 占有面積:90m2 税・諸経費の内訳:VAT対象外、光熱費、市税含まず。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.68	1.16 出所:KPN 料金算定方法:通話料(日本):1.07ユーロ/3分+接続料(国際):0.09ユーロ/回
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	80	55 出所:XS4ALL ADSL2+接続(下り40Mbps、上り3Mbps)。 月額

オランダ(調査都市:アムステルダム)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金(kWh当たり)	月額基本料:167 1kWh当たり料金: 0.23~0.26	月額基本料:115 1kWh当たり料金:0.16~0.18	出所:NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量50kW、年間使用電力量5万kWh以下の場合 エネルギー調整税込み。
	17.一般用電気料金(kWh当たり)	月額基本料:26 1kWh当たり料金:0.32	月額基本料:18 1kWh当たり料金:0.22	出所:NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、年間使用電力量1万kWh以下の場合。 エネルギー調整税込み。
水道料金	18.業務用水道料金(m3当たり)	月額基本料: 5.39~101 1m3当たり料金:2.17	月額基本料: 3.72~70 1m3当たり料金:1.50	出所:Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる。(1.5m3/h~600m3/h) 水道税(1m3当たり0.158ユーロ、300m3まで)含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金(m3当たり)	月額基本料:266 1m3当たり料金:0.65	月額基本料:184 1m3当たり料金:0.45	出所:NUON(ヌオン、エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は40Nm3/h供給能力契約。 1m3当たり料金はエネルギー調整税、地域別供給追加料金(アムステルダム)含む。 ガスの種類:天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送(40ftコンテナ)	(1)2,482 (2)4,238 (3)4,122	(1)1,714 (2)2,926 (3)2,846	出所:日系運送会社 工場名(都市名):アムステルダム 最寄り港:ロッテルダム港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:アムステルダム→最寄り港(ロッテルダム港)→横浜港 海上輸送費以外の経費内訳は以下の通り: 陸送費440ユーロ、THC185ユーロ、ISPS15ユーロ、通関等諸経費122ユーロ、スエズ湾通行費15ドル、アデン湾通行費52ドル (2)第3国輸出:アムステルダム→最寄り港(ロッテルダム港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) 海上輸送費以外の経費内訳は以下の通り: 陸送費440ユーロ、THC500ユーロ、ISPS17ユーロ、通関等諸経費132ユーロ、AMS等米国手続経費90ユーロ、低硫黄燃料割増5ドル (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ロッテルダム港)→アムステルダム 海上輸送費以外の経費内訳は以下の通り: 陸送費440ユーロ、通関等諸経費276ユーロ、ISPS15ユーロ、通関諸経費132ユーロ、スエズ湾通行費15ドル、アデン湾通行費52ドル (1)~(3)すべてBAF、CAF含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税(表面税率%)	20、25		出所:財務省 課税対象所得額が、20万ユーロ以下:20%、20万1ユーロ以上:25%の2段階(2011年1月1日改正)。 受取利子含む。 キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば、資本参加免税制度により非課税。
	23.個人所得税(最高税率%)	52		出所:財務省 2011年1月改正 33~52%まで4段階 課税対象所得額が18,628ユーロ以下:33.00% 18,629~33,436ユーロ:41.95% 33,437~55,694ユーロ:42.00% 55,695ユーロ以上:52.00%
	24.付加価値税(VAT)(標準税率%)	19		出所:財務省 名称:付加価値税(BTW) 標準税率:19% 軽減税率:6%(食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品) 0%(医療、銀行、保険などの特定サービス)
	25.日本への利子送金課税(最高税率%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第12条) オランダでは利子に対する源泉税課税はない。 2010年8月25日に日蘭租税改正条約が署名され、現在批准作業中。 2012年に発効の予定だが、2011年8月現在未発効。
	26.日本へ配当送金課税(最高税率%)	一般:15 親子間:5		出所:日蘭租税条約(第11条) 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有すること。 2010年8月25日に日蘭租税改正条約が署名され、現在批准作業中。 2012年に発効の予定だが、2011年8月現在未発効。
	27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	0		出所:財務省、日蘭租税条約(第13条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない。 2010年8月25日に日蘭租税改正条約が署名され、現在批准作業中。 2012年に発効の予定だが、2011年8月現在未発効。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,290	1,581 出所:国立統計経済研究所(INSEE) "Distribution des salaires nets annuels moyens dans l'industrie selon la catégorie socioprofessionnelle" 「製造業工場労働者」 社会保障、諸手当を含まず。 年額を月額換算。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,827~6,035	3,333~4,167 出所:マイケル・ベイジ(人材紹介大手) 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	4,827~5,311	3,333~3,667 出所:マイケル・ベイジ(人材紹介大手) 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。	
	4.営業職(月額)	4,827~5,189	3,333~3,583 出所:マイケル・ベイジ(人材紹介大手) 社会保障(従業員負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,494	1,722 出所:INSEE "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当含む。 年額を月額換算。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,485~2,823	1,716~1,949 出所:INSEE "Salaire brut annuel par profession" 社会保障(従業員負担分)、諸手当含む。 年額を月額換算。	
	6.法定最低賃金	(1)13/時 (2)1,977/月	(1)9.00/時 (2)1,365/月 改定日:2011年1月1日 社会保障(従業員負担分)含む。 (1)時給、(2)月給	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月相当分		出所:法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2011"
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:56.79% 被雇用者負担率:30.45% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:4.0% 医療保険:12.8% 年金:31.26% その他:8.73% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.4% 医療保険:0.75% 年金:19.30% その他:8.0%		出所:法令解説書"Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2011"
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:2.8% 2009年:1.2% 2010年:2.1%		出所:INSEE "note de conjoncture"	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	191	132 出所:ベルサイユ・ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 ル・ムーラン工業団地(パリから北東に車で約1時間、シャルル・ド・ゴール空港近く) 諸経費含まず。	
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	8.73~25	6.03~17 出所:ベルサイユ・ヴァルドワーズ県・イヴリーヌ県商工会議所 ヴァルドワーズ県の工業団地(パリから北に車で約1時間) 諸経費含まず。	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	新築・改築:75 中古:58	52 40 出所:CBリチャードエリス(企業向け大手不動産) 諸経費含まず。 パリ中心、西地区。 年額を月額換算。	
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,925~4,055	2,020~2,800 出所:賃貸物件検索サイト(www.seloger.com) パリ16区のコンドミニアム、70~110m2。 非課税、管理費含む。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.16	0.80 出所:オレンジ(フランステレコム傘下) 基本利用料金:0.11ユーロ+1分当たり通話料0.23ユーロ×3。	
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	100	69 出所:オレンジ(フランステレコム傘下) 回線使用料、モデムレンタル料、フランス国内(本土)への通話料含む。 ADSL下り512kbps~20Mbps。月額	

フランス(調査都市:パリ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり) 月額基本料:72 1kWh当たり料金:0.14	月額基本料:50 1kWh当たり料金:0.10	出所:フランス電力(EDF) 出力:36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり) 月額基本料:9.40 1kWh当たり料金:0.17	月額基本料:6.49 1kWh当たり料金:0.12	出所:フランス電力(EDF) 出力:6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり) 月額基本料:2.51 1m3当たり料金:4.36	月額基本料:1.73 1m3当たり料金:3.01	出所:パリ市環境局 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額に換算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり) 月額基本料:863 1m3当たり料金:0.59~0.91	月額基本料:596 1m3当たり料金:0.41~0.63	出所:フランスガス公社(GDFスエズ) 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年間消費量に応じ基本料金が異なる。 年額を月額に換算。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ) (1)2,105 (2)2,605 (3)3,995	(1)1,454 (2)1,799 (3)2,759	出所:日本通運フランス 工場名(都市名):パリ近郊 最寄り港:ルアーブル港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊~ルアーブル港):580ユーロ 海上輸送費(1)1,100ドル(2)1,500ドル(3)2,500ドル (1)対日輸出:パリ近郊→最寄り港(ルアーブル港)→横浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料は含まず。 (2)第3国輸出:パリ近郊→最寄り港(ルアーブル港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) THC、BAF、CAF等手数料は含まず。 (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ルアーブル港)→パリ近郊 BAF、CAF含む、THCその他手数料は含まず。 (1)と(2)の海上輸送費のみVAT非課税。 ただし、契約内容によってはVATの支払いが生じる。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	33.3	一般税法典(219条) 売上高が763万ユーロに満たない中小企業には38,120ユーロを上限に15%の優遇税率を適用 キャピタルゲインを含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	41	一般税法典(197条) 0、5.5、14、30、41%の累進課税。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19.6	一般税法典(278条、281条) 軽減税率: 食品、本、公共交通機関、行政サービス等一部のサービス費:5.5% 一部の医薬品、血液製剤:2.1%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10	日仏租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10	日仏租税条約第10条
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	0	日仏租税条約第12条

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,597	1,793	出所: 国家統計局(ISTAT) (2010年暫定値) 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,827~6,637	3,333~4,583	出所: Michael Page (Salary Survey 2011) ※設計エンジニア(経験5年程度) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,431~6,637	3,750~4,583	出所: Michael Page (Salary Survey 2011) ※製造管理者(経験10~20年程度/従業員数200名以下) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	4.営業職(月額)	4,224~6,035	2,917~4,167	出所: Michael Page (Salary Survey 2011) ※大口取引担当マネージャー(経験3~5年程度) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	1等級: 1,709 7等級: 2,872	1,179.98 1,983.08	改定日: 2011年1月1日 出所: 全国労働協約/機械金属部門(大企業)の場合 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相当		出所: 全国労働協約 ※13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている (即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給する)。 ※企業によっては14ヵ月目給与を支給したり、業績などに応じて加算を行う場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 26.96~32.08% 被雇用者負担率: 9.19~9.49% 雇用者・被雇用者負担合算の内訳 年金基金: 33.0% 健康保険: 2.22% 失業保険: 1.31% 退職金基金: 0.2%もしくは0.4%		出所: 社会保障機構(INPS) ※一般製造業の場合。ただし、企業規模や職種によって異なる。
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年: 3.5% 2009年: 3.1% 2010年: 2.1%		出所: 国家統計局(ISTAT)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	77~227	53~157	出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ロンバルディア州内(ミラノ県内には該当物件なし) 税・諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	-	-	出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ※基本的に売地のみ。調査時点での賃貸物件の登録なし。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	12~58	8.23~40	出所: 仲介業者連盟(FIMAA)登録物件 ミラノ市内、200~500m2 税・諸経費含まず。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,715~3,476	1,875~2,400	出所: 現地不動産業者 ミラノ市西部 コンドミニアム、100~130m2程度 共益費含む。 駐車場付き。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	固定電話: 2.69 携帯電話: 3.77	固定電話: 1.8576 携帯電話: 2.60	出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン「Teleconomy 7 su 7」
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料: 43	月額基本料: 30	出所: テレコム・イタリア 法人向けプラン「Internet 20 Mega」(ADSL)より 税含まず。

イタリア(調査都市:ミラノ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:133 1kWh当たり料金:0.061	月額基本料:92 1kWh当たり料金:0.042	出所:a2a 中圧電流 地方税等含まず。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.80 1kWh当たり料金:0.28	月額基本料:0.55 1kWh当たり料金:0.19	出所:a2a ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要 151~220kWh(月当たり)消費の場合
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.59	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.10	出所:Amiacque ミラノ県内地域別料金平均、上下水道使用料込み
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:5.26 1m3当たり料金:0.68	月額基本料:3.63 1m3当たり料金:0.47	出所:a2a ミラノ近郊、年間100万m3以上使用
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,825~2,169 (2)2,824~3,169 (3)5,250~5,978	(1)1,260~1,498 (2)1,950~2,188 (3)3,625~4,128	出所:日系フォワーダー 工場名(都市名):ミラノ 最寄り港:ジェノヴァ港 第3国仕向け港:ニューヨーク (1)対日輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場(ミラノ)→最寄り港(ジェノヴァ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ジェノヴァ港)→工場(ミラノ)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:27.5		出所:統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 ※ほかに地方税として州事業税があるが、税率は州および業種により異なる。
	23.個人所得税 (最高税率%)	43		出所:統一所得税法・大統領令1986年12月22日第917号 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01~2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01~5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01~7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所:大統領令1972年第633号 名称:IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 標準税率:20% 軽減税率:食料品など特定商品・サービスについては、4%、10%の軽減税率あり。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10、15		出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第10条 ※受取人が送金人の議決行使株式の25%以上を6ヵ月保有している場合:10%、それ以外の場合:15%
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(法律1972年12月18日第855号)第12条

スペイン(調査都市:バルセロナ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,731~3,222	1,195~2,225	出所:民間コンサルティング会社給与統計 カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計(2010年の給与平均に2011年の給与改定率平均を乗じたもの) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	2,637~5,280	1,821~3,646	出所:民間コンサルティング会社給与統計 カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計(2010年の給与平均に2011年の給与改定率平均を乗じたもの)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,948~8,178	2,726~5,647	出所:民間コンサルティング会社給与統計 カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計(2010年の給与平均に2011年の給与改定率平均を乗じたもの)
	4.営業職(月額)	2,556~5,228	1,765~3,610	出所:民間コンサルティング会社給与統計 カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計(2010年の給与平均に2011年の給与改定率平均を乗じたもの) 基本給、社会保障(雇用者負担分)、残業代、賞与を含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,123	1,466	出所:国家統計局(INE)、業種別賃金統計 (小売業(自動車ディーラー除く)の全国平均)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,664	1,149	出所:国家統計局(INE)、業種別賃金統計 (飲食業の全国平均)
	6.法定最低賃金	929/月	641.40/月	出所:2010年12月30日付勅令1795/2010 改定日:2011年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与2カ月相当	通常、給与2カ月相当	基本的に雇用契約は年俸制。 一般的には、年俸額を12カ月+賞与2カ月分(14カ月等分)に分け、賞与は7月と12月の2回に分けて支給。 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に従い、12~16カ月等分する業界や企業もあり。 ただし、営業などでは、販売実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.90%+労災保険 被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担率の内訳: 医療保険:23.60% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20%		出所:労働移民政策省令2011年1月18日付(TIN/41/2011) 被雇用者の職種に応じた基本額(2011年は748.20~3,230.10ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出 労災保険率は業種により異なる(0.9~7.15%) 2010年12月より日本との二国間社会保障協定が発効 発効後は、滞在期間が5年以内の場合、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:4.8% 2009年:3.5% 2010年:0.4%		出所:国家統計局(INE)、労働賃金統計	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1,208	834	出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2010年)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.26	3.63	出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2010年)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	17~28	12~19	出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および周辺近郊
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,172~3,621	1,500~2,500	出所:不動産仲介ポータルIdealista.Com 地区名:サリア地区マンション、80~165m2、駐車場付。 家具付物件あり。 共益費は物件により異なる。 契約時に1~2カ月の敷金。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.37	2.33	出所:テレフォニカ 料金算定方法:基本料金(0.295)+日本向け1分当たり通話料(0.678854)×3分
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	70	48	出所:テレフォニカ 月額定額 最高通信速度10Mbps 回線開設料:45ユーロ

スペイン(調査都市:バルセロナ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:23 1kWh当たり料金:0.01	月額基本料:16 1kWh当たり料金:0.007	出所:エンデサ 2008年7月より自由化 契約電圧36~72.5kV、消費電力1,000kWh場合の平均的な料金 料金は使用料によって異なる 特別税(4.864%)含む
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.08 1kWh当たり料金:0.26	月額基本料:2.13 1kWh当たり料金:0.18	出所:産業観光商務省 料金は使用料によって異なる
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	1m3当たり料金:1.69~2.22	1m3当たり料金:1.17~1.53	出所:アイグアス・デ・バルセロナ 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる 水道のVATは8%(10年7月より引き上げ)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0.15 1m3当たり料金:0.05	月額基本料:0.10 1m3当たり料金:0.035	出所:ガス・ナトゥラル 2007年7月より自由化 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,719 (2)2,368 (3)4,728	(1)1,187 (2)1,635 (3)3,265	出所:運輸会社 工場名(都市名):バルセロナ 最寄り港:バルセロナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(バルセロナ周辺近郊)→最寄り港(バルセロナ港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(バルセロナ周辺近郊)→最寄り港(バルセロナ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(バルセロナ港)→工場名(バルセロナ周辺近郊) (1)国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(950ドル、BAF/CAF含む) (2)国内輸送費(同上)+海上輸送費(1,150ドル+BAF350ドル) (3)国内輸送費(同上)+海上輸送費(3,500ドル、BAF/CAF含む) (注)2011年7月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港経費、テンポラルサーチャージを除く輸送費のみ。スエズ海峡サーチャージ、アデン湾海賊対策費は船会社により異なる。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	30		出所:法35/2006、勅令13/2010 実効税率との差異無し 全ての法人所得が課税対象 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在の特株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社からの受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる (さらに、日本本社へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される) 中小・零細企業向け軽減税率あり:25%、20% 25%:前事業年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小企業について、課税対象額30万ユーロまで適用 2010年12月の経済対策措置により、年商が同金額を超えた企業も3年間の法人税軽減税率適用延長を受けられる。 20%:2009~2011年の特別減税として、前事業年度の純売上高が500万ユーロ未満、従業員25人未満の零細企業で、新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合は、課税対象額30万ユーロまで適用。
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:2011年予算法 最低0%から最高45%までの7段階 (0、24、28、37、43、44、45%)の累進課税制 配当金・利子・その他国外での所得も含むすべての所得が課税対象、各種控除あり。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18		出所:法37/1992、法26/2009 軽減税率(アルコール飲料・清涼飲料を除く食品、飼料、医薬品など):8% 特別軽減税率(パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、特定の薬品など):4%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日西租税条約(第11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:法43/1995、日西租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い):0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6か月以上の場合:10% 上記を満たさない場合:15%
27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	10		出所:日西租税条約(第12条)	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,135	784 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	2,071	1,430 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,568	1,773 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	4.営業職(月額)	2,243	1,549 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	960	663 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	834	576 出所:雇用社会保健省 企画・研究オフィス (2009年リスボン市) 基本給のみ
	6.法定最低賃金	702/月	485/月 出所:勅令法(Decreto-Lei) 143/2010 改定日:2011年1月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		基本給の2ヵ月相当 データ出所:労働法第254条、255条 休暇手当(夏季)およびクリスマス助成金:各1ヵ月相当
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:23.75% 被雇用者負担率:11.00% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:5.22% 医療保険:3.05% 年金:16.01% その他:10.47%	
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:3.1% 2009年:3.3% 2010年:1.5%		出所: Banco de Portugal / Relatório Anual 2010
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	109~159	75~110 出所: SAPEC工業団地(Sapecbay Industrial Park、セトゥーバル) 不動産譲渡税6.5%、固定資産税(年間)0.4%、SAPEC工業団地管理費用0.30ユーロ/m2(年間)。VAT含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.07~7.97	3.50~5.50 出所: SAPEC工業団地(Sapecbay Industrial Park、セトゥーバル) SAPEC工業団地管理費用0.30ユーロ/m2(年間)。VAT含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28~30	19~21 出所: SAPO CASA 地区名:リスボン リベルダーデ通り/コラサン・デ・ジェズス地区 占有面積:209~273㎡ VAT非課税。通常賃料2ヵ月前払い。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,202~3,186	830~2,200 出所: SAPO CASA 地区名:リスボン中心街 住宅の種類:アパート(マンション) 占有面積:100~120㎡、駐車場付、守衛付。 VAT非課税。通常家賃2ヵ月前払い。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	4.55	3.14 出所:ポルトガルテレコム(PT) 1,0475 × 3分
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	(a)29 (b)43 (c)72	(a)20 (b)30 (c)50 出所: ZON 月額定額料金 (a)30MB、(b)60MB、(c)120MB

ポルトガル(調査都市:リスボン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 90 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料: 62 1kWh当たり料金: 0.07	出所: EDP(ポルトガル・エネルギー会社) 1kWh当たり料金: 夏季、通常料金。
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 44 1kWh当たり料金: 0.20	月額基本料: 30 1kWh当たり料金: 0.14	出所: EDP(ポルトガル・エネルギー会社) 1kWh当たり料金: 夏季、通常料金。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 129 1m3当たり料金: 2.05	月額基本料: 89 1m3当たり料金: 1.41	出所: EPAL(リスボン水道会社) 月額基本料は口径サイズ50ミリの場合。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (kWh当たり)	月額基本料: 768 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料: 530 1kWh当たり料金: 0.03	出所: galp energia社(2011年第3四半期 暫定価格) VATは6%。 ガスの種類: 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,462 (2) 3,041 (3) 3,803	(1) 1,700 (2) 2,100 (3) 2,626	出所: 日本通運ポルトガル 内訳: コンテナ(20フィート) 国内輸送費、海上輸送費、BAF、CAF含む。 (1) 対日輸出: 工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン港) →横浜港 (2) 第3国輸出: 工場名(リスボン)→最寄り港(リスボン港) →第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(リスボン港)→工場名リスボンから20km(リスボン)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	25		政令159/2009(13/07) なお、この国税とは別に、地方税として最高1.5%まで法人税課税対象利益に課税される(2007年1月15日付法2/2007)。 課税標準額のうち、12,500ユーロまでには12.5%の軽減税率。
	23.個人所得税 (最高税率%)	46.50		出所: 法55-A/2010(12/31) 所得に応じ8段階(11.50、14.00、24.50、35.50、38.00、41.50、43.50、46.50)の税率を適用。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	本土: 23 マデイラ諸島およびアゾレス諸島: 16		出所: 法55-A/2010(12/31) 軽減税率: 本土: 6%、13% マデイラ諸島およびアゾレス諸島: 4%、9%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	21.5		出所: 政令442-B/88(1988年11月30日)80条 法12A/2010(6/30)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	21.5		出所: 政令442-B/88(1988年11月30日)80条 法12A/2010(6/30)
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	21.5		出所: 政令442-B/88(1988年11月30日)80条 法12A/2010(6/30)

ギリシャ(調査都市:アテネ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,967	1,358	出所:国家統計局 ※欧州統計局に提出するための平均給与に関する計算方法変更のため、調査時点では該当データを提出できないとのこと。 ※2008年度の年額13,852.39ユーロ(2カ月の賞与含む)に雇用者側団体代表と被雇用者側団体代表との間で2~3年ごとに締結され、民間企業の昇給基準となる2008~2009年度および2010~2012年度の全国総合集団労働契約に基づき、2009年度の5.50%、2010年度の0%そして2011年度の1.6%(ユーロスタット発表によるユーロ圏HICPの2010年度年間平均率)および社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し、14で割って月額を算出。
2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,521	3,812	出所:国家統計局 ※欧州統計局に提出するための平均給与に関する計算方法変更のため調査時点では該当データを提出できないとのこと。 ※2008年度の年額38,878.01ユーロ(2カ月の賞与含む)に雇用者側団体代表と被雇用者側団体代表との間で2~3年ごとに締結され、民間企業の昇給基準となる2008~2009年度および2010~2012年度の全国総合集団労働契約に基づき、2009年度の5.50%、2010年度の0%そして2011年度の1.6%(ユーロスタット発表によるユーロ圏HICPの2010年度年間平均率)および社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し、14で割って月額を算出。
3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,260	5,013	出所:国家統計局 ※欧州統計局に提出するための平均給与に関する計算方法変更のため調査時点では該当データを提出できないとのこと。 ※2008年度の年額51,132.82ユーロ(2カ月の賞与含む)に雇用者側団体代表と被雇用者側団体代表との間で2~3年ごとに締結され、民間企業の昇給基準となる2008~2009年度および2010~2012年度の全国総合集団労働契約に基づき、2009年度の5.50%、2010年度の0%そして2011年度の1.6%(ユーロスタット発表によるユーロ圏HICPの2010年度年間平均率)および社会保障の雇用者負担分(28.06%)を加算し、14で割って月額を算出。
4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	-
5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	-
5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	-
6.法定最低賃金	1,088~1,502 49~67	751~1,037 34~46	出所:全国総合集団労働契約 改定日:2011年7月1日 上段:月額 下段:日額 ※最低賃金の月額は未婚・未経験者から既婚・職務経験者1~3年までの幅があり、日額に関しては月額と同様の項目で1~6年までの幅がある。
7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与2ヵ月分相当		出所:労働・社会保障省 ※キリスト復活祭、夏季に各々0.5ヵ月分、およびクリスマスに1ヵ月分支給。
8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.06% 被雇用者負担率:16.00% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:5.31% 医療保険:5.10% 年金:13.33% その他:4.32% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:3.03% 医療保険:2.91% 年金:7.60% その他:2.46%		出所:社会保険基金(IKA) ※キリスト復活祭、夏季およびクリスマスに対する賞与には雇用者負担率に0.04166%が加算。
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:2.16% 2009年:n.a. 2010年:n.a.		出所:国家統計局 ※2009年度および2010年度については賃金データが未発表。
10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)52 (b)46~87	(a)36 (b)32~60	出所:ギリシャ投資庁、ETVA VIPE 工業団地名:(a)ラミア、(b)ボロス ※税・諸経費の内訳:別途、購買税(23%)および土地登記のための弁護士費用(価格の約2%)がかかる。
11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	-	-	出所:ギリシャ投資庁、ETVA VIPE ※工業団地における賃貸物件はない。
12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a)14 (b)14 (c)14 (d)9.89	(a)9.88 (b)10 (c)9.98 (d)6.83	出所:ギリシャ投資庁、賃貸専門紙 地区名:(a)シンタグマ、(b)コロナキ、(b)マルーシ、(c)ピレウス ※5物件の平均価格 ※別途、公共部分の清掃、セキュリティ等諸経費がかかる。
13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(a)1,248 (b)1,205 (c)1,054	(a)862 (b)832 (c)728	出所:ギリシャ投資庁、賃貸専門紙 地区名:(a)コロナキ、(b)キフシア、(c)グリファダ 住宅の種類:マンション 占有面積:約100m2 住宅借上における現地特有の慣習(ある場合):別途、公共部分の清掃、セキュリティ等諸経費がかかる。通例、入居時に1ヵ月の敷金および家賃を大家に支払う。 ※5物件の平均価格
14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.32	0.91	出所:電信電話公社(OTE) 0.3032/分×3
15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:62 月額接続料:87	43 60	出所:電信電話公社(OTE) ※Connx@Work Unlimited Office 24Mbpsの料金で、設置料は初回に限りかかる。Wifiモデム(無料)の配達および設定をOTEに依頼した場合、55.34ユーロが別途かかる。

ギリシャ(調査都市:アテネ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: 3.15 1kWh当たり料金: 0.19	2.17 0.13	出所: 電力供給公社(PPC) 契約容量25kVA以下の単相で4ヵ月間に1,100kWhを消費した場合の料金。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1.26 1kWh当たり料金: 0.15	0.87 0.11	出所: 電力供給公社(PPC) 単相で4ヵ月間に1,100kWhを消費した場合の料金。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 0.81~64 1m3当たり料金: 1.01~1.43	0.56~44 0.70~0.99	出所: アテネ上下水道供給公社(EYDAP) 店舗および産業利用の料金で、消費量により料金は異なる。別途、水道料金の75%の下水道料金、水道料金の1%の従業員年金、さらに、基本料金と下水道料金および従業員年金には23%の付加価値税が加算。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.06~22 1m3当たり料金: 0.70	2.80~15 0.48	出所: アッティカ・ガス供給公社 ガスの種類: 天然ガス ※月額基本料金は消費量により異なる。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,863 (2) 3,246 (3) 5,161	(1) 1,287 (2) 2,242 (3) 3,564	出所: 日系海運会社代理店 工場名(都市名): アテネ 最寄り港: ピレウス港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場名(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場名(アテネ)→最寄り港(ピレウス港)→第3国仕向け港(ニュー YORK 港) (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(ピレウス港)→工場名(アテネ) (1)と(3)には別途CAF15.26%がかかる。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	24		出所: 財務省(投資庁) 国税
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: 財務省(投資庁) 税率は0%、18%、24%、26%、32%、36%、38%、40%、45%の9段階。 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	23		出所: 財務省(投資庁) 軽減税率: 食品(レストラン等での食事は2011年9月から23%に引き上げ)、医薬品、交通機関など: 13% 新聞や書籍類: 6.5% 島嶼部: 16%、9%、5%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	40		出所: 財務省(投資庁) ※日本とは租税条約がないために課税される。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	21		出所: 財務省(投資庁)
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	25		出所: 財務省(投資庁)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,025	2,088	1,885	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,189	3,583	3,234	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,805	4,699	4,241	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	4.営業職(月額)	4,344	2,999	2,707	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,047	1,414	1,276	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,735	1,198	1,081	出所:出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 年俸を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	6.法定最低賃金	(1)5.91/時 (2)7.99/時 (3)9.76/時	(1)4.08/時 (2)5.52/時 (3)6.74/時	(1)3.68/時 (2)4.98/時 (3)6.08/時	出所: ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日: 2011年10月1日 (1)16~17歳、(2)18~20歳、(3)21歳以上
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年俸の6.7%が平均で支給されている			出所:国民統計局(ONS)「2010 Annual Survey of Hours and Earnings (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年俸と平均賞与から算出。 賞与支給率について一般的な定義はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:13.8% 被雇用者負担率:12% 雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した国民保険を採用			出所:歳入関税庁 基準レート 雇用者負担率について: 「第一種保険料Secondary(Employers' secondary Class1)」:週139ポンド以上の賃金に対して課税。 「第一種A保険料(Class 1A)」:雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険等)に対して課税。 被雇用者負担率について:「第一種保険料Primary(Employees' primary Class1)」:週139ポンド~817ポンドまでの賃金に対して課税。 (週817ポンド以上の賃金に対しては更に2%加算)
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:3.5% 2009年:1.3% 2010年:3.0%			出所:国民統計局 2010年については第1・第2四半期の数値の前年同期比上昇率。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	218~297	151~205	136~185	出所:インベスト・ミルトンキーンズ ミルトン・キーンズ 諸経費含まず VAT非課税
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.07~16	6.26~11	5.65~9.87	出所:インベスト・ミルトンキーンズ ミルトン・キーンズ 年額を月額換算 VAT非課税 手数料、保険料含む
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	127	88	79	出所:CB リチャードエリス「Global Office MarketView;Rents November 2010」 ロンドン(シティ) 税・経費含む総コスト
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,209~3691	2,216~2,548	2,000~2,300	出所: JAC Strattons ロンドン(アクトン)のハウスタイプ VAT非課税 契約時に「契約書手数料」として£100+VAT、敷金として4~6週間 相当が必要な場合が多い。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.21(昼間) 0.14(夜間)	0.14(昼間) 0.10(夜間)	0.13(昼間) 0.09(夜間)	出所:BT 別途接続料金0.15ポンドがかかる。 他に月6.0ポンドで600分まで通話無料のプランあり。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	21~27	14~19	13~17	出所:BT ADSL 下り最大20MB 同一サービスプランであっても地域差あり ルーター設置費用は1台 目のPCが118ポンド、2台目以降42ポンド/台。 月額

英国 (調査都市:ロンドン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:n.a. 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:n.a. 1kWh当たり料金: 0.08	月額基本料:n.a. 1kWh当たり料金: 0.07	出所:エネルギー・気候変動省(DECC) 製造業800社における2011年第1四半期の平均 気候変動税課税、VAT含まない。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)0.4 (b)0.19	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)0.28 (b)0.13	月額基本料:0 1kWh当たり料金: (a)0.25 (b)0.12	出所:ブリティッシュ・ガス 基本料金なしの単一料金メニュー (a)年間使用量720kWhまで (b)年間使用量720kWh超 気候変動税非課税
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:6.96 1m3当たり料金: 2.71	月額基本料:4.81 1m3当たり料金: 1.87	月額基本料:4.34 1m3当たり料金: 1.69	出所:テムズ・ウォーター、OfWAT 月額基本料はパイプ径が15mm以下の料金 VAT含まない 1m3当たり料金は年間使用量に応じて単価が異なる。 記載の単価は年間20,000m3以下の使用量の場合 1m3当たり料金の内訳は上水道が1.16ポンド、下水道が0.53ポンド 上水道はVAT課税、下水道VAT非課税。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a	n.a	n.a	非公表
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,038 (2)2,519 (3)3,867	(1)1,407 (2)1,739 (3)2,670	(1)1,270 (2)1,570 (3)2,410	出所:英国日本通運 工場名(都市名):ミルトン・キーンズ 最寄り港:サウザンプトン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン港)→横浜港 (2)第3国輸出:ミルトン・キーンズ→最寄り港(サウザンプトン)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サウザンプトン港)→ミルトン・キーンズ
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6232ポンド、1ユーロ=0.9026ポンド (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20、26 (主要税率)			出所:英国歳入関税庁 施行日:2011年4月1日 (1)20%:年間利潤額が0~30万ポンド (2)26%:年間利潤額が30万~150万ポンドまで(ただし、年間利潤額に応じて課税額が控除) (3)年間利潤額150万ポンド超は一律26%が適用 キャピタルゲイン、受取利息含む、受取配当金を除く (主要税率26%は毎年1ポイントずつ段階的に引き下がり、2014年に23%となる)
	23.個人所得税 (最高税率%)	50			出所:英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる 利息所得:10%~50%、配当所得:10%~42.5% 非留保所得(給与所得など上記以外のその他所得):20%~50%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20 (標準税率)			出所:同上 施行日:2011年1月4日 軽減税率:VAT特別減税対象商品(家庭用燃料、電気料金、公認の省エネ商品、衛生製品など):5% VATゼロレート対象商品(ケータリングでの食事や温かい持ち帰り食品、酒類、菓子を除く食料や飲料、本、子供衣服、公共交通機関など):0% VAT免除商品(サービス(教育、金融、保険など)):0%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:英国財務省、国税庁 日英租税条約第11条 一定の主体(政府、中央銀行、年金基金、一定の金融機関等)が受け取る利子所得については源泉地国免税。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所:英国財務省、国税庁 日英租税条約第10条 一定の親子間配当(株式(議決権ベース)で10%以上保有している子会社からの配当)は5%、一般の配当は10% 一定の親子間配当(50%以上の株式(議決権ベース)を保有している子会社からの配当)及び年金基金が受け取る配当については源泉地国免税。
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	0			出所:英国財務省、国税庁 日英租税条約第12条 使用料については、一律源泉地国免税	

アイルランド(調査都市:ダブリン)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,017~4,224	2,083~2,917 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Facilities Technician」 年間給与を月額換算。 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,431~7,845	3,750~5,417 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Technical Manager」 年間給与を月額換算。 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,431~7,845	3,750~5,417 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Production Manager」 月額:年間給与を月額換算。
	4.営業職(月額)	3,621~4,827	2,500~3,333 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Mid-Senior level Sales」 年間給与を月額換算。 基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,655~3,138	1,833~2,167 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Supervisor/Sales Manager/Head Cashier」 月額:年間給与を月額換算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,414~3,017	1,667~2,083 出所:現地人材派遣大手Brightwater「給与調査2011」。 適用職種は「Cashier」 年間給与を月額換算。 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	13	8.65 出所:国家雇用権利局(NERA) 改定日:2011年7月1日 時給。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		- 賞与支給率について一般的な定義はなく、雇用主の判断による。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:10.75% 被雇用者負担率:8.00% 雇用者負担率の内訳: 一括徴収のため内訳なし 被雇用者負担率の内訳: 給与関連社会保険(PRSI):4.0% 健康保険:4.0%	
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:1.42% 2009年:0.98% 2010年:0.79%		出所:アイルランド中央統計局(CSO) 2008年:Earnings and Labour Costs Quarter 1 2008 (Final) Quarter 2 2008 (Preliminary Estimates)第2四半期の前年比、 2009年:Earnings and Labour Costs Quarter 4 2009 (Final)- Quarter 1 2010 (Preliminary Estimates)第1四半期~第4四半期の平均による前年比、2010年:Earnings and Labour Costs Quarter4 2010 - Quarter 1 2011 (Preliminary Estimates)第1四半期~第4四半期の平均による前年比
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	130~181	90~125 出所:ウィリアム・ハーヴェイ& Co ダブリン首都圏内 印紙税(購入価格が8万ユーロ超を前提に6%) VAT(土地購入価格の13.5%)含む。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.24~11	5.00~7.68 出所:ウィリアム・ハーヴェイ& Co ダブリン南西地区工業団地(「Bluebell Business Centre」および「Greenogue Business Park」) 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税 年額を月額換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16~22	11~15 出所:「アイリッシュ・タイムズ」紙ウェブサイト(myhome.ie欄) ダブリン市街地の数箇所 印紙税(35年以内の賃貸の場合、年間賃料の1%) VAT非課税 年額を月額換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,463~2,340	1,010~1,616 出所:「アイリッシュ・タイムズ」紙ウェブサイト(myhome.ie欄) ダン・レアリー(ダブリン南郊外) アパート(2寝室)、タウンハウス(2寝室) 印紙税(35年以内の賃貸の場合年間賃料の1%) VAT非課税。駐車場付き。 占有面積:n.a.
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	平日昼間:3.72 平日夜間:2.98 休日:1.9	平日昼間:2.57 平日夜間:2.06 休日:1.31 出所:エアコム 平日昼間:月~金、7時~19時 平日夜間:月~金、19時~7時
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	36	25 出所:エアコム ADSL常時接続 下り8MB 初期接続費用:なし 月額

アイルランド(調査都市:ダブリン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:20 1kWh当たり料金: (a)0.25 (b)0.23	月額基本料:14 1kWh当たり料金: (a)0.17 (b)0.16	出所:アイルランド電力庁(ESB) 日額基本料を月額換算 (a)年間使用量4万7,815kWh利用分まで (b)年間4万7,815kWhを超えた分 VAT(13.5%)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.23	月額基本料:8.69 1kWh当たり料金:0.16	出所:アイルランド電力庁(ESB) 都市部での利用 日額基本料を月額換算 VAT(13.5%)含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:16 1m3当たり料金:2.62	月額基本料:11 1m3当たり料金:1.81	出所:ダブリン市役所 VAT非課税。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:8.23 1m3当たり料金:0.38	月額基本料:5.68 1m3当たり料金:0.26	出所:ガス供給局、サステナブル・エナジー・アイルランド 中規模企業向け料金 年間使用量:約7,012m3超、供給容量:約360m3 まで 天然ガス(1m3=10.41kWhで換算) VAT(13.5%)含む。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,005 (2)3,471 (3)4,514	(1)2,075 (2)2,397 (3)3,117	出所:アイルランド日本通運 工場名(都市名):ダブリン市内工業団地 最寄り港:ダブリン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン港)→横浜港 (2)第3国輸出:ダブリン市内工業団地→最寄り港(ダブリン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ダブリン港)→ダブリン市内工業団地
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	12.5		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 国税:12.5% 地方税:0% その他公租公課:0% キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	41		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 所得税は以下2種類 (a)Personal Tax:税率は世帯・収入体系に依拠しており、基本税率(20%)と高額税率(41%)の2段階 (b)Universal Social Charge:(a)とは別途、総所得に課せられる実質的な所得税であり、税率は個人の総所得により、基本税率(2%)、高額税率(4%)、最高税率(7%)の3段階
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners) 軽減税率あり。特定の燃料、電気料金、工業団地購入、建築サービス、特定の新聞など:13.5%、家畜など:4.8%、特定の食品、飲料、医薬品など:0%。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners)、日本・アイルランド租税条約第12条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners)、日本・アイルランド租税条約第11条
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10		出所:国税庁(The Office of the Revenue Commissioners)、日本・アイルランド租税条約第13条

ドイツ(調査都市:デュッセルドルフ)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	4,691	3,239 出所:ドイツ連邦統計庁 2011年度第1四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む) 職業訓練(中等教育終了後の学生の6割が受ける。期間は2~3年半で、企業での実践と職業学校の双方を行う)を受けた技術職。 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	6,476	4,472 出所:ドイツ連邦統計庁 2011年度第1四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む) 職業資格および数年間の実務経験がある。 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	8,810	6,083 出所:managemagazin誌 2011年2月~4月調査実績 ノルトライン・ヴェストファーレン州 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	5,831	4,026 出所:ドイツ連邦統計庁 2011年度第1四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む) カテゴリ:営業職(店舗販売員を除く) 職業資格および数年間の実務経験がある。 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,823	3,330 出所:ドイツ連邦統計庁 2011年度第1四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む) カテゴリ:家具、衣服などの小売業 職業資格および数年間の実務経験がある。 基本給、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,222	2,915 出所:ドイツ連邦統計庁 2011年度第1四半期実績 旧西ドイツ(ベルリン含む) カテゴリ:レストラン、バー、カフェ 職業資格および数年間の実務経験がある。 基本給、賞与含む。
	6.法定最低賃金	12~19/時	7.95~13.00/時 出所:ドイツ連邦統計庁 改定日:2011年7月1日 業種、州により異なる。 ノルトライン・ヴェストファーレン州 時給
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	月給の20~100%	
8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.725% 被雇用者負担率:20.625% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:7.3% 年金:9.95% 介護保険:0.975% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:8.2% 年金:9.95% 介護保険:0.975% A1		出所:ドイツ社会保険情報サイト
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:3.6% 2009年:2.8% 2010年:1.6%		出所:ドイツ連邦統計庁
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	217	150 出所:デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名:デューダーシュテッター通りの工業団地 税・諸経費の内訳:土地取得税は賃料の3.5%(11年10月1日より5%)、仲介手数料3%(交渉可、VAT含まず)、公証手続き料1.5%。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	7.24~7.97	5.00~5.50 出所:同上 工業団地名:ラート工業団地 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月分、仲介手数料は10年分賃料の3%(交渉可)。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	12~17	8.00~12 出所:同上 地区名:ラート工業団地 税・諸経費の内訳:敷金は賃料の2~3ヵ月分、仲介手数料は10年分賃料の3%(交渉可)。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,955	1,350 出所:不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名:ペンベルフォルト 住宅の種類:アパート 占有面積:100m2 税・諸経費の内訳:敷金3,000ユーロ、仲介手数料は期間による、電気・暖房費など雑費含む。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.069	0.0474 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:43 月額利用料:87	30 60 出所:ドイツテレコム

ドイツ(調査都市:デュッセルドルフ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.33	7.93 0.227	出所:デュッセルドルフ電力公社
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:8.62 1kWh当たり料金:0.33	5.95 0.2259	出所:デュッセルドルフ電力公社
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:9.69 1m3当たり料金:2.46	6.69 1.6972	出所:デュッセルドルフ電力公社
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:20 1m3当たり料金:0.85	13.88 0.588	出所:デュッセルドルフ電力公社 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,336 (2)2,986 (3)3,586	(1)1,613 (2)2,062 (3)2,476	出所:日系物流会社 工場名:デュッセルドルフ (1)対日輸出:デュッセルドルフ→ロッテルダム港→横浜港 (2)第3国輸出:デュッセルドルフ→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ロッテルダム港→デュッセルドルフ 注:コンテナ取扱料金を含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15		出所:連邦財務省 国税のみ。 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。 別途、連帯付加税(5.5%)、営業税(3.5%の課税基準率と市町村が 毎年設定する賦課率の両方を用いて算出)がかかる。
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:連邦財務省 累進課税
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍等:7%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:連邦財務省 日独租税協定第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:連邦財務省 日独租税協定第10条
	27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10		出所:連邦財務省 日独租税協定第12条

ドイツ(調査都市:イェナ市)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,141~3,241	2,169~2,238 出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、金属工業。 2年間以上の訓練を受けた工員の給与。 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,012~5,513	3,461~3,576 出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、金属工業。 4年間以上の高等訓練を受けた技術職の給与。 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,181~6,516	4,268~4,499 出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、金属工業。 4年以上の高等訓練を受けた上で、長年の専門的な職業経験があるレベルの給与。 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず。
	4.営業職(月額)	n.a	n.a
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,442~3,054	1,686~2,109 出所:ドイツ連邦統計局 チューリンゲン州、小売業。 職業訓練を完了している、もしくは4年以上の実務経験があるレベルの給与。 時給12.72ユーロ×168時間/月で換算。 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,107	1,455 出所:チューリンゲン州統計局 飲食店営業。 職業資格および数年間の実務経験があるレベルの給与。 基本給のみ、社会保障(雇用者負担分)含まず。
	6.法定最低賃金	10~16	6.53~10.80 出所:ドイツ連邦統計局 改定日:2011年7月1日 業種により異なる。 旧東ドイツ。 時給。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	休暇手当:月給の約30% クリスマス手当:月給の約60%	出所:チューリンゲン州統計局 休暇手当では夏季に支払われることが多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.725% 被雇用者負担率:20.625%	出所:ドイツ社会保険情報サイト
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:2.4% 2009年:△1.0% 2010年:2.9%	出所:チューリンゲン州統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	58~116	40~80 出所:イェナ経済振興機構 工業団地名:イェナ市およびイェナ市近郊のJenA4工業団地(イェナ・ロベダ) 立地条件と面積による 共益費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.34~14	3~9.50 出所:イェナ経済振興機構のヒアリング 工業団地名:同上 共益費含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	6.95~14	4.80~9.50 出所:ドイツ地域不動産・経済情報システム(2011年2月24日) 工業団地名:イェナ市およびイェナ市近郊の複数の事務所 共益費含まず。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,054~2,346	728~1,620 出所:イェナ市担当者へのヒアリング 地区名:イェナ市及びイェナ市近郊の住宅地域 アパート(最新式)、80~150m2 共益費含む(1m2当たり2.5~4ユーロ) 保証金(家賃1~2ヶ月分)の支払い。仲介料(家賃1~2ヶ月分)が必要な場合もある。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.069	0.0474 出所:VERIVOX(価格比較ウェブサイト)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	加入料:43 月額利用料:87	30 60 出所:ドイツテレコム

ドイツ(調査都市:イエナ市)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.36	8.925 0.2513	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年額基本料を月額換算。
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:13 1kWh当たり料金:0.33	8.925 0.2291	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間基本料を月額換算。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:298 1m3当たり料金:2.68	205.44 1.85	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年額基本料を月額換算(40.0m3当りの料金)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:3.45 1m3当たり料金:0.088	2.38 0.06093	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量4万2,505kWh以上の場合。 年額基本料を月額換算。 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,564 (2)3,822 (3)4,466	(1)1,770 (2)2,639 (3)3,084	出所:シェンカードイチェラント 工場名(都市名):イエナ 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(イエナ)→最寄り港(ハンブルク港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→工場名(イエナ)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	15		出所:連邦財務省 国税 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。
	23.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:連邦財務省 累進課税
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍等:7%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:連邦財務省 日独租税協定第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:連邦財務省 日独租税協定第10条
	27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10		出所:連邦財務省 日独租税協定第12条

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,534	2,440	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「C」製造部門労働者2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与(夏、冬各1カ月分)含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,117	3,533	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「C」製造部門従業員2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与(夏、冬各1カ月分)含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,779	4,681	出所:連邦会計検査院国民平均収入報告書2010(2008/2009年対象) カテゴリー「上級管理職従業員」 上記報告書発表は2009年値のため、データ数値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算定 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与(夏、冬各1カ月分)含む
	4.営業職(月額)	n.a	n.a	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,885	1,992	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「G」商業部門労働者2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与(夏、冬各1カ月分)含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,718	1,877	出所:オーストリア統計局 カテゴリー「J」飲食店労働者2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用主負担分)、賞与(夏、冬各1カ月分)含む
	6.法定最低賃金	—	—	出所:連邦労働院 法律で最低賃金は定められていない。通常は労使協定により定められる。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—	—	出所:連邦労働院 法律で定められてはいないが、慣例として1カ月相当を夏・冬の2回(合計2カ月分)支給
	8.社会保険負担率	①雇用者負担率 21.83% ②被雇用者負担率 18.07% ①雇用者負担率の内訳 雇用保険 3.00% 医療保険 3.83% 年金 12.55% 傷害保険 1.40% その他 1.05% ②被雇用者負担率の内訳 雇用保険 3.00% 医療保険 3.82% 年金 10.25% その他 1.00%	—	—
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:5.3% 2009年:0.9% 2010年:2.4%	—	—	出所:オーストリア経済研究所(WIFO)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	923	637	出所 immodirect.at (REMAX) 所在地 ウィーン23区(リーシング) 占有面積 8,084m ² 8,084m ² の価格より1m ² 当たり価格を算出 付加価値税20%および購入手数料3%含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.33	0.92	出所 immodirect.at (OTTO) 所在地:上記物件と同じ 7,200m ² の価格より1m ² 当たり価格を算出 付加価値税20%および管理費含む 契約手数料(賃料3カ月分)が必要
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28	19	出所 REMAX 所在地 ウィーン1区中心部 占有面積 204m ² 付加価値税20%および管理費含む 6部屋、キッチン、トイレ3室、エレベータ付
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,065	1,426	出所 REMAX 所在地 ウィーン1区 占有面積 121m ² 付加価値税10%(軽減税率)および管理費含む 3部屋、エレベータ付き(4階) 敷金4,277ユーロ、礼金3,111ユーロ
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.62	1.12	出所 テレコム・オーストリア 通話料は平日8~18時の料金
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 190 月額基本料 43 年間サービス料 22	架設料 131 月額基本料 30 年間サービス料 15	出所 A1テレコム・ブロードバンド ワイヤレスLANモデム付き一般家庭用パッケージ 最大下り8Mbps

オーストリア(調査都市:ウィーン)

特に追記がない場合はVATを含む。

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.13 (契約 kW当り) 1kWh当たり料金: (a)0.12 (b)0.13	月額基本料:2.16 (契約 kW当り) 1kWh当たり料金: (a)0.08 (b)0.09 出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は、年額25.9780ユーロを月額換算 (a)夏季:4月1日~9月30日 (b)冬季:10月1日~3月31日 GIGA Klassik料金
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:5.18 1kWh当たり料金:0.25	月額基本料:3.58 1kWh当たり料金:0.17 出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は、年額42.91ユーロを月額換算 Privatstrom Optima料金
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	1m ³ 当たり料金:4.46	1m ³ 当たり料金:3.08 出所:ウィーン市水道局MA31 1m ³ 当たり料金の内訳:上水1.30ユーロ+下水1.78ユーロ
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:7.13 1m ³ 当たり料金:1.07	月額基本料:4.92 1m ³ 当たり料金:0.74 出所:ウィーン・エネルギー 月額基本料は年額58.99ユーロ(メーター読み取り手数料4.80ユーロを含む)を月額換算 1m ³ 当たりの料金は使用量によって異なり、左記は年間使用量8,000m ³ 以下の場合(1kWh 当たり0.070168ユーロ、1kWh=10.5m ³ を換算) 2011年4月1日以降の料金(メーター読み取り手数料は2011年1月1日以降) 天然ガス Erdgas MEGA料金
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,029 (2)3,160 (3)5,261	(1)2,782 (2)2,182 (3)3,633 出所:日系フォワーダー 工場名(都市名):ウィーン 最寄り港:ハンブルグもしくはブレーメン・ハーフェン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(ウィーン)→最寄り港(ハンブルグ港)→横浜港 ハンブルグ港までの陸送費1,850ユーロを含む (2)第3国輸出:工場名(ウィーン)→最寄り港(ブレーメン・ハーフェン港)→第3国仕向け 港(ニューヨーク港) ブレーメン・ハーフェン港までの陸送費1,250ユーロを含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルグ港)→工場名(ウィーン) ハンブルグ港からの陸送費1,700ユーロを含む
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)	
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	25	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 企業登記後、最初の1年は一律273ユーロ/四半期、それ以降赤字の場合は有限会社で 437.50ユーロ/四半期、株式会社で875ユーロ/四半期が課される
	23.個人所得税 (最高税率%)	50	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 税区分:(1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)1万1,000ユーロ超~2万5,000ユーロ:36.50% (3)2万5,000ユーロ超~6万ユーロ:43.21% (4)6万ユーロ超:50% 受取配当金を含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 軽減税率(10%)あり 対象:食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械、家賃(居住目的の場合に 限る)など
	25.日本への利子送金 課税 (最高税率%)	0%	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 日本との租税条約第10条
	26.日本へ配当送金課 税 (最高税率%)	一般:20、親子間:10	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 日本との租税条約第9条 親子間の持株比率:50%
27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高 税率%)	10	出所:オーストリア連邦産業院、インベスト・イン・オーストリア 日本との租税条約11条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	7,298	5,039	6,193	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	8,334	5,754	7,072	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,723	6,714	8,251	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	4.営業職(月額)	9,269	6,400	7,866	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,885	3,373	4,145	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,631	3,198	3,930	出所:ジュネーブ州政府統計年鑑(2010年11月発行) 数値は2008年の平均値のため、2009年および2010年の賃金上昇率を乗じて算出。基本給、残業代、賞与(13ヵ月目の給与の1/12分)、交通費、食事補助等含むが、社会保障費含まず。
	6.法定最低賃金		-		出所:ジュネーブ州経済振興局(聴取) 各業界別に労協協議を設けて、各業界の賃金目安表を設けているが公表はされていない。スイスでは法定最低賃金は決められていない。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		-		出所:労働慣行指針など(州政府、業界団体、経営者協会など) 「13ヵ月目の給料」と称して12月に約1ヵ月分の賞与を払う企業が多い。公務員には賞与はなく年俸制。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:14.495% 被雇用者負担率:12.595% 雇用者負担率の内訳: 義務的年金(AVS)4.20%、強制傷害保険(AI)0.70%、兵役保険(APG)0.25%、雇用保険(AC)1.10%、家族手当1.40%、出産保険0.045% 企業老齢年金(LPP)※6.0%、労働傷害保険(AP)※0.80% 被雇用者負担率の内訳: 義務的年金(AVS)4.20%、強制傷害保険(AI)0.70%、兵役保険(APG)0.25%、雇用保険(AC)1.10%、出産保険0.045% 企業老齢年金(LPP)※5.0%、非労働傷害保険(ANP)※1.30%			出所:ジュネーブ州政府発行「国際比較2010/2011」 ※企業老齢年金(LPP)、労働傷害保険(AP)、非労働傷害保険(ANP)は企業によって保険率が異なり、記載された数値は代表的なもの。
9.名目賃金上昇率(%) (2008年→2009年→2010年)	2008年:2.0% 2009年:2.1% 2010年:0.8%			出所:スイス連邦統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:ジュネーブ州経済振興局 州内の産業団地では土地の売買は一般的ではなく、通常は賃貸契約。賃貸契約期間が99年に及ぶものもある。VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	11	7.60	9.33	出所:ジュネーブ州政府発行「国際比較2010/2011」 ドル建て。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	59	40	50	出所:ジュネーブ州政府発行「国際比較2010/2011」 市内商業地域(Central Business Districts)。VAT非課税。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,268~6,884	1,566~4,753	1,925~5,842	出所:ジュネーブ州政府発行「国際比較2010/2011」 市内高級住宅地域 アパート 占有面積:100m2以上の物件。 諸経費含まず。VAT非課税。駐車場付き。 2011年8月第3週に市場に出していた80~100m2の物件15件の1平方メートル当たりの平均価格は32.2フラン。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.94	0.65	0.80	出所:スイスコム 平日0.25/分、土日祝日0.20/分 0.1フラン未満は切り上げ。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	58	40	49	出所:スイスコム 月額。ビジネス向けDSLスタンダードプラン(定額)。上り0.2~1Mbps/下り2.4~10Mbps。

スイス(調査都市:ジュネーブ)

特に追記がない場合はVAT(8.0%)含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.28	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.20	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.24	出所:SIG(ジュネーブ州エネルギー公社) 年間利用量が3万kWh以下の価格。電気代0.1307フラン、送電料0.0907フラン、州税0.0142、追加税(連邦税)0.0049フラン、合計:0.2405フラン。 業務用、家庭用ともに料金は同じ。
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.28	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.20	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.24	出所:SIG(ジュネーブ州エネルギー公社) 年間利用量が3万kWh以下の価格。電気代0.1307フラン、送電料0.0907フラン、州税0.0142、追加税(連邦税)0.0049フラン、合計:0.2405フラン。 業務用、家庭用ともに料金は同じ。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:16 1m3当たり料金:1.52	月額基本料:11 1m3当たり料金:1.05	月額基本料:14 1m3当たり料金:1.29	出所:SIG(ジュネーブ州エネルギー公社) 1m3当たり14.21フラン/月。 業務用、家庭用ともに料金は同じ。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.71~488 1m3当たり料金:0.93~ 1.03	月額基本料:3.25~ 337 1m3当たり料金:0.64 ~0.71	月額基本料:4.00~ 414 1m3当たり料金:0.79 ~0.87	出所:SIG(ジュネーブ州エネルギー公社) ガスの種類:都市ガス 月額基本料:年間契約料を月額換算。年間契約量12万kWh以下~64GWh超まで10段階の料金設定が設けられており、契約量が12万kWh~20万kWhの場合。別途、契約量1kW当たり1.8フラン(年間21.60フランを月額換算)が加算される。 1m3当たり料金:料金体系はkWh建て、1m3=10.62kWhで換算。年間契約量によって10段階。VAT、CO2税込。0.0745フラン(年間契約量20万kWh超)~0.0821フラン(12万kWh以下)に10.62を乗じたもの。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,661 (2)6,104 (3)6,254	(1)3,218 (2)4,215 (3)4,318	(1)3,955 (2)5,180 (3)5,307	出所:日本通運スイス支店 工場名(都市名):ジュネーブ 最寄り港:ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(ジュネーブ)(陸上輸送)2,550フラン→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))1,450ドル(海上輸送)→横浜港 BAF、CAF、輸出手数料、ISPS等含む。 (2)第3国輸出:工場名(ジュネーブ)(陸上輸送)2,650フラン→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))(海上輸送)2,775ドル→第3国仕向け港(ニューヨーク港)BAF、CAF、THC、CUC含む (3)対日輸入:横浜港(海上輸送)2,550ドル→最寄り港(ロッテルダム港(オランダ))(陸上輸送)3,143フラン→工場名(ジュネーブ)パーセルでの積み替え手数料等を含むが、スイス入国時の通関手数料含まない。 (1)~(3)ともロッテルダム港(オランダ)のハンドリングチャージを含む
為替	21.為替レート	1米ドル=0.8486フラン、1ユーロ=1.229フラン (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	31.88(連邦税8.5、州税23.38)			出所:ジュネーブ州政府「国際比較2010/2011」およびアーンスト&ヤング発行「税金(ジュネーブ)2011」 実効税率は各種インセンティブおよび控除により5%~24.5%
	23.個人所得税 (最高税率%)	42.5			出所:ジュネーブ州政府「国際比較2010/2011」およびアーンスト&ヤング発行「税金(ジュネーブ)2011」 ジュネーブ州での単身世帯で年収99万7,801フラン以上の場合の税率(連邦税含む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、扶養親族の有無、資産を考慮し、住宅費など各種経費が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最高税率)11.5%、個人税(25フラン)含む。キャピタルゲイン、受取配当金含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	8.0			出所:連邦国税局 (2011年1月1日から施行) 軽減税率:食品、飲料、新聞、書籍、水道など:2.4% 宿泊料:3.6%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日スイス租税条約第11条 政府機関等、銀行等は0%。間接融資等免税。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般15:親子間10			出所:日スイス租税条約第10条 親子間要件:持株比率25%以上、配当支払日まで6か月以上保有。(改正租税条約は2010年5月に調印済。批准作業中。改正後は、持株比率50%以上:免税、同比率10%以上:5%、その他:10%)
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10			出所:日スイス租税条約第12条 パテント譲渡益含む。(租税条約改定後は0%。)	

スウェーデン(調査都市:ストックホルム)

特に追記がない場合はVAT含む。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,928	2,712	24,696	出所:スウェーデン中央統計局 2010年平均時給143.58クローナを月給換算(週40時間×4.3週:52週/12 カ月) 基本給のみ。超勤および諸手当含まず。
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	5,328	3,679	33,500	出所:スウェーデン中央統計局 2010年平均。超勤および諸手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	7,061	4,876	44,400	出所:スウェーデン中央統計局 2010年平均。超勤および諸手当含む。
	4.営業職(月額)	5,646	3,898	35,500	出所:スウェーデン中央統計局 2010年平均。超勤および諸手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	3,822	2,639	24,029	出所:スウェーデン中央統計局 2010年の平均時給139.70クローナを月給換算(週40時間×4.3週) 諸手当含むが超勤手当含まず。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	3,228	2,229	20,296	出所:スウェーデン中央統計局 2010年の平均時給118.00クローナを月給換算(週40時間×4.3週) 諸手当含むが超勤手当含まず。
	6.法定最低賃金			—	出所:スウェーデン投資庁 業種・企業により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	原則支給なし。企業・業種により支給する場合もある			出所:ヴァイング法律事務所より聴取
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7.00%			出所:スウェーデン国税庁 2011年の適用率 被雇用者が1946年~84年生まれの場合 (1985年生まれ以降の場合、年金以外の保険料が4分の1となり全体で 15.49%。1938年~45年生まれの場合、年金のみで10.21%。1937年以 前生まれの場合、負担なし。) 被雇用者負担率:年金自己負担分のみ
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:4.3% 2009年:3.4% 2010年:2.5%			出所:スウェーデン財務省「政府2011年予算案」資料	
地価・ 事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	239~398	165~275	1,500~2,500	出所:ストックホルム市開発局より聴取 土地購入の場合、不動産税(不動産評価価値の0.5%)が加算される。 VAT非課税
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.00~1.59	0.69~1.10	6.30~10	出所:ストックホルム市開発局より聴取 不動産税(不動産評価価値の0.5%)が加算される。 VAT非課税
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13~53	9.11~37	83~333	出所:ジョーンズラングラーサル(不動産大手)、スウェーデン国税庁 ストックホルム市内および近郊 不動産税(不動産評価価値の1%)が加算される 基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されること もある。 暖房費・空調費・水道費・管理費含む。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,386	1,647	15,000	出所:アンドラハンド(不動産仲介インターネットサイト)、国税庁 ストックホルム中心部の80平方メートルのアパートの平均的な借上料。 オステルマルム・クングスホルメン地区のアパート 2部屋、80㎡、家 具付、暖房、上下水道、ごみ収集費含む、別途デポジット3カ月分必 要。VAT非課税 スウェーデンでは公営住宅以外では、賃貸専用物件がほとんどないた め、駐在員用住宅は分譲住宅を又借りする形態となる。しかし、管理 規約で又貸しを禁止している物件もあり、賃貸住宅の市場供給数は極 めて少ない。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.30	0.90	8.19	出所:テリア 2.50クローナ×3分+接続料0.69クローナ/回
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額基本料 36~ 57	月額基本料 25~ 39	月額基本料 229~ 359	出所:テリア ADSL:上り0.20~0.25Mbps/下り12~24Mbps 初期費用:18カ月の固定契約の場合:接続料無料、モデム料495ク ローナ。上記以外の場合:接続料1,495クローナ、モデム料495クロー ナ。テリアとの固定電話契約があることが条件。

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考	
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:33~636 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:23 ~439 1kWh当たり料 金:0.15	月額基本料: 205~3,998 1kWh当たり料 金:1.4045	出所:フォータム 月額基本料=(年間基本料475クローナ+配電業者年間契約料1,980~4万7,500クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=固定電気料金1.1515クローナ+トランスファー・チャージ(使用量に応じた配電料)0.238クローナ+グリーン電気証書料0.0115クローナ、エネルギー税・VAT含む。 年間使用量5万kWh以内、1年間契約の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.67 1kWh当たり料金:0.23	月額基本料: 6.68 1kWh当たり料 金:0.16	月額基本料: 60.8 1kWh当たり料 金:1.449	出所:同上 月額基本料=(年間基本料325クローナ+電気配送会社への年間契約料405クローナ)/12ヵ月 1kWh当たり料金=変動電気料金1.0492クローナ+トランスファー・チャージ(使用量に応じた配電料)0.381クローナ+グリーン電気証書料0.0188クローナ、エネルギー税・VATを含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:54~ 10,797 1m3当たり料金:0.83	月額基本料:37 ~7,455 1m3当たり料金: 0.58	月額基本料: 341~67,891 1m3当たり料金: 5.25	出所:ストックホルム市水道局 月額基本料=(年間水道使用量600~300万m3当たりの基本料1,405~81万2,000クローナ+年間契約料2,690クローナ)/12ヵ月 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.65クローナ徴収。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:33~132 1m3当たり料金:0.87 ~0.88	月額基本料:23 ~91 1m3当たり料金: 0.60~0.61	月額基本料: 208~833 1m3当たり料金: 5.49~5.56	出所:ストックホルム・ガス 月額基本料=使用量に応じた年間基本料2,500クローナ(年間使用量1万m3以下)~1万クローナ(年間使用量4万m3以上)/12ヵ月 1m3当たり料金には都市ガス税(1m3当たり1.57クローナ)含む。VAT(25%)含まず。天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,666 (2)3,681 (3)3,921	(1)1,841 (2)2,542 (3)2,707	(1)16,765 (2)23,146 (3)24,653	出所:マースク(2011年6月9日) VAT非課税、BAF、CAF含む。 工場立地(都市名):ストックホルム 最寄り港:ストックホルム港 第3国仕向け港:ニューヨーク港(米国) (1)対日輸出:ストックホルム→最寄り港→横浜港 陸上輸送費4,385クローナ、海上輸送費1,219米ドル、スエズ運河通行料等含む。 (2)第3国輸出:ストックホルム→最寄り港→第3国仕向け港(ニューヨーク港(米国)) 陸上輸送費4,385クローナ、海上輸送費2,321米ドルを含む (3)対日輸入:横浜港→最寄り港→ストックホルム 陸上輸送費5,545クローナ、海上輸送費2,289ドル、スエズ運河通行料等含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=6.2878、1ユーロ=9.1063 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:26.3 地方税:- その他公租公課:-		出所:スウェーデン国税庁、スウェーデン投資庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30%となる	
	23.個人所得税 (最高税率%)	国税:25 地方税:29.65 + 教会税0.62~0.90		出所:同上 国税は課税対象所得額によって3段階: a) 国税の税率は所得が38万3,000クローナ未満はゼロ、 b) 38万3,000クローナ以上54万8,300クローナ未満の 場合は38万3,000クローナを超えた分に対し20%、 c) 54万8,300クローナ以上の場合は54万8,300クローナを超えた分に対し25%(2011年)。 地方税:ストックホルム市の税率(スウェーデン全体では29~37%)。	
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25		出所:同上 軽減税率: 12%:食品、飲料、ホテル、旅行関係 6%:新聞、書籍、映画等の文化関係、旅客運送関係 非課税:医療、教育、銀行などのサービス	
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本・スウェーデン租税条約(1999:891)第11条	
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親子間:5		出所:同上第10条 親子間要件:議決権付き株式を25%以上、6ヵ月以上保有	
	27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)	10		出所:同上第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	5,406	3,733	27,842	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	9,607	6,634	49,481	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	11,478	7,926	59,120	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	4.営業職(月額)	8,139	5,620	41,921	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,989	3,445	25,697	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	5,532	3,819	28,490	出所:デンマーク統計局 2009年値に2010年の名目賃金上昇率を乗じて算出。基本給、社会保障費雇用者負担分、賞与、各種手当含む。
	6.法定最低賃金		—		出所:デンマーク統計局 Industriens Overkomst 2010-2012 法定最低賃金はないが、業種別団体労働協約によって最低賃金が定められることが多い。産業連盟が2010年3月に定めた2011年の会員企業向け推奨最低賃金は106クローネ/時。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		—		出所:マルテデータDK(人事代行サービス) 95%の企業がボーナスを支給。81%の企業のボーナスは企業業績に基づく。77%が個人の業績に、53%がチームの業績に基づく。チームの業績に対するボーナスは一般的にリーダー職に支給。支給額は年俸の数%~20%。
	8.社会保険負担率	雇用主負担分:603.50クローネ 労働市場賦課税(ATP):180クローネ(月額、フルタイム勤務の場合) 出産育児休暇基金(Barsel dk):68.75クローネ(月額) 労働市場保険スキーム(AES):57.50クローネ(月額、工業部門の場合) 経営者還付システム(AER):204.92クローネ(月額) 財源賦課金(FIB):92.33クローネ(月額) 被雇用者負担分:90クローネ+医療保険8.0% 労働市場賦課税(ATP):90クローネ(月額) 医療保険:8.0%			出所:インベスト・イン・デンマーク、労働市場基金など。 医療費・年金・失業補償などは税金から支出されており、雇用主の社会保険負担率という形では算出されていない。しかし、労働市場賦課税(ATP)、出産育児休暇基金(Barsel)、労働市場保険スキーム(AES)、経営者還付システム(AER、注1)、財源賦課金(FIB、注2)などの掛金を支払う義務がある。労使協定により、民間老齢年金を国民年金に上乗せして掛ける企業もある。 出産育児休暇基金:206.25クローネ/四半期を月額換算。労働市場保険スキーム:690クローネ/年を月額換算。経営者還付システム:2,459クローネ/年を月額換算。財源賦課金:277クローネ/四半期を月額換算。(注1:労働者の職業訓練時に給与等を経営者、訓練校等に還付 注2:ATPの補助を目的とし、育児休暇、再教育など幅広く利用される。)
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:4.6% 2009年:3.0% 2010年:2.7%			出所:デンマーク統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	150	104	773	出所:www.oline.dkなど不動産情報サイト ロンネヴァン工業団地(コペンハーゲンから北西約40キロに位置)登記料として1,400クローネ+価格の0.6%が別途必要。土地税(市税)別で、不動産の価格の0.6~2.4%。10万クローネを超える物件はVAT非課税。不動産情報サイト等でのおよその相場は500~1,000/m2。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	8.54	5.90	44	出所:www.oline.dkなど不動産情報サイト イスホイ工業団地(コペンハーゲンから南西約25キロに位置)年額を月額換算。電気、水道等、光熱費別。不動産情報サイト等でのおよその相場は25~55/m2。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	15	10	77	出所:www.oline.dkなど不動産情報サイト コペンハーゲン東部地域年額を月額換算。電気、水道等、光熱費別。不動産情報サイト等でのおよその相場は70~150/m2。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,116 ~ 2,699	1,461 ~ 1,863	10,900 ~ 13,900	出所:スカンディア・ハウジングなど不動産情報サイト コペンハーゲン市内の家具付きアパート。駐車場付き。調査実施時期に市場に出ていた80~100m2の物件6件の価格帯。1m2当たりの平均家賃は141.7クローネ。電気、水道、光熱費含まず。契約時に敷金(家賃3カ月分)を支払う。不動産情報サイト等でのおよその相場は1万1,000~1万9,000クローネ/月。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	①4.08 ②5.05	①2.82 ②3.49	①21 ②27	出所:TDC ①固定電話から固定電話へ 5.40クローネ/分×3分+接続料0.23クローネ+VAT、②固定電話から携帯電話へ 7.00クローネ/分×3分+接続料0.23クローネ
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	設置料:435 月額基本料: 73	設置料:300 月額基本料:50	設置料:2,240 月額基本料:374	出所:TDC ビジネス向けプラン「5/2Mbit」。ダウンロード速度:上り2Mbps/下り5Mbps。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローネ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:16~165 1kWh当たり料金: 0.23~0.39	月額基本料:11~114 1kWh当たり料金:0.16 ~0.27	月額基本料:80~850 1kWh当たり料金:1.21~ 2.03	出所:ドン・エナジー 月額基本料は契約量や条件によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:16 1kWh当たり料金:0.39	月額基本料:11 1kWh当たり料金:0.27	月額基本料:80 1kWh当たり料金:2.03	出所:ドン・エナジー
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:7.57~445 1m3当たり料金:7.18	月額基本料:5.23~307 1m3当たり料金:4.96	月額基本料:39~2,292 1m3当たり料金:37	出所:コペンハーゲン・エネルギー 月額基本料は年額を月額換算。基本料はメーター容量により異なり、39クローネ(Qn2.5)/月から2,292クローネ(Qn150以上)/月。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:11~46 1m3当たり料金:0.91	月額基本料:7.78~ 32 1m3当たり料金:0.63	月額基本料:58~237 1m3当たり料金:4.69	出所:コペンハーゲン・エネルギー ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,215	(1)1,529	(1)11,408	出所:リーマン・トランスポート 工場名(都市名):グロストロップ(コペンハーゲン郊外) 最寄り港:コペンハーゲン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(都市名)グロストロップ→最寄り港(コペンハーゲン港)→横浜港(海上輸送費1,575ドル、陸送費640ドル、スエズ運河、アデン湾通行料、BAF、CAFその他保険・税金以外のコストを含む。) (2)第3国輸出:工場名(都市名)グロストロップ→最寄り港(コペンハーゲン港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)(海上輸送費2,700ドル、陸送費640ドル、AMS/ACI、その他保険・税金以外のコストを含む。) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(コペンハーゲン港)→工場名(都市名)グロストロップ(海上輸送費1,150ドル、陸送費1,450クローネ、他にTHCチャージ、スエズ運河、アデン湾通行料、BAF、CAFその他保険・税金以外のコストを含む。)
		(2)3,340 (3)4,007	(2)2,306 (3)2,767	(2)17,202 (3)20,638	
為替	21.為替レート	1米ドル=5.1505、1ユーロ=7.4592 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:25% 地方税:0% その他公租公課:0%			出所:国税庁
	23.個人所得税 (最高税率%)	51.5			出所:国税庁 国税:2段階の累進課税。年収(個人所得、注3)のうち4万2,900クローネ以下は控除。4万2,900クローネ超:3.67%、38万9,900クローネ超:15%。地方税率は固定税率で自治体(市)ごとに異なるが24.9%が平均。課税所得(注4)のうち4万2,900クローネ以下は控除。 (注3:個人所得とは粗所得から労働市場税を差し引いたもの。注4:課税所得とは個人所得にキャピタルゲイン/ロスを加算し、年金納付金、交通費、雇用保険等を差し引いたもの)。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			出所:国税庁 軽減税率:医療サービス、郵便サービス、保険などは0%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所:国税庁 日本・デンマーク租税条約第11条およびデンマーク「株式会社等の所得課税に関する法律」 2006年の法改正により非課税となった。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:10、親子間:0			出所:国税庁 日本・デンマーク租税条約第10条 いったん28%の税率で課税されるため、差額還付申請が必要。 親子間要件:株式10%以上保有。
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10			出所:国税庁 日本・デンマーク租税条約第12条	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,865	2,669 出所:産業連盟から聴取 基本給のみ。	
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,908	3,389 出所:産業連盟から聴取 基本給のみ。	
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,453	4,456 出所:産業連盟「給与統計」2010年10月発表 基本給のみ。	
	4.営業職(月額)	5,550	3,832 出所:産業連盟「給与統計」2010年10月発表 基本給のみ。全業種の平均賃金だが、産業連盟によれば営業職の平均賃金に最も近いとのこと。	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,085	2,130 出所:産業連盟「給与統計」2010年10月発表 一般販売員。 基本給のみ。	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,865	1,978 出所:産業連盟「給与統計」2010年10月発表 レストラン従業員。 基本給のみ。	
	6.法定最低賃金		— 出所:労働安全衛生局 法定最低賃金はないが、失業手当で給付金から算定した奨励額があり、労働熟練度別に業種ごとの団体協約で定められている。 各業種の最も熟練度の低い層の最低賃金(時給)は、建設業:9.04ユーロ(2010年5月1日～)、金属産業:8.17ユーロ(2009年10月1日～)、清掃業:7.95ユーロ(2008年5月1日～)、宿泊飲食業:9.28ユーロ(2010年5月1日～)。	
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	賞与:年俸の6.5%+夏季休暇手当:月給の50%		出所:産業連盟から聴取 賞与は2010年平均。産業連盟加盟企業のうち33%が支給。賞与の他、団体協約により、月給の50%が夏季休暇手当として支給されるのが官民を問わず通例となっている。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:25.791%~33.991% 被雇用者負担率:7.31%~8.61% <雇用者負担率の内訳:> 雇用保険:0.8% (年俸187万9,500ユーロを超えた分に対して3.2%) 医療保険:2.12% 年金:22.5~23.0% その他:労災保険0.3~8.0%、 グループ生命保険0.071% <被雇用者負担率の内訳:> 雇用保険:0.60% 医療保険:2.01% 年金:4.7%(53歳未満)~6.0%(53歳以上)		出所:イルマリネン保険会社 雇用主負担率は年俸187万9,500ユーロ以下の場合。保険料率は事業所の規模、支払給与総額により異なる。
9.名目賃金上昇率(2008年→2009年→2010年)	2008年:5.5% 2009年:4.0% 2010年:2.6%		出所:統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	274	189 出所:国土調査局「Kauppahintatisto 2010」 ヘルシンキ首都圏の2010年の平均価格 諸税含む	
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	12	8.03 出所:ヘルシンキ市 ヘルシンキ市内 諸税含む	
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	35	24 出所:ヘルシンキ市 ヘルシンキ市内 諸税含む	
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	2,172~2,896	1,500~2,000 出所:オイコティエ(ヘルシンギン・サノマツ紙不動産情報サイト) 地区名:ヘルシンキ中心部 住宅の種類:フラット 占有面積:80~90平方メートル、電気・水道代別。 サウナ付き。一部の物件は駐車場付き。	
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	①2.64 ②3.53	①1.82 ②2.44 出所:エリサ ①固定電話から:[0.5535ユーロ(国際通話料)+0.012ユーロ(決済料)]x3分+0.121ユーロ(接続料)、②携帯電話から:[0.7626ユーロ(国際通話料)+0.012ユーロ(決済料)]x3分+0.121ユーロ(接続料)	
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	35	24 出所:サウナラハティ(エリサの子会社) 月額、ADSL 上り1Mbps/下り10Mbpsの場合。上り1Mbps/下り20Mbpsの場合は29.90ユーロ。開設費:78ユーロ。	

フィンランド(調査都市:ヘルシンキ)

特に追記がない場合はVAT(25%)を含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:3.62 1kWh当たり料金:0.10	月額基本料:2.50 1kWh当たり料金:0.07	出所:ヘルシンキ・エネルギー 様々な料金体系があり、年間使用量が10万kWh未満の場合。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:10 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:7.10 1kWh当たり料金:0.13	出所:ヘルシンキ・エネルギー 電気税0.0209469ユーロ/kWh含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:39 1m3当たり料金:3.56	月額基本料:27 1m3当たり料金:2.46	出所:ヘルシンキ市 環境サービス局 (HSY) 1m3当たり料金:上水(1.02ユーロ)+下水(1.44ユーロ)。月額基本料は建物の種類、用途、面積によって異なる。工業用建物で敷地面積501以上1000平方メートル未満の場合。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:888 1m3当たり料金:0.88~0.91	月額基本料:613 1m3当たり料金:0.61~0.63	出所:フォータム ガスの種類:天然ガス 月額基本料は(供給料+販売料)×年間消費電力(kW)/12ヵ月で算出。 小口事業者向け契約で年間消費電力量が200kWの場合の料金試算 (フォータムによれば、事務所や小さい倉庫などの使用規模。ガスオープンを使用する工場やスーパーマーケット等の平均年間消費ガス量は17万立方メートル、年間消費電力量1,000kWで、その場合の月額基本料は3,063ユーロ。) 1m3当たり料金は季節で異なり、夏季:0.61ユーロ~冬季:0.63ユーロ
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,650 (2)2,612 (3)5,069	(1)1,139 (2)1,804 (3)3,500	出所:ヴァロヴァ 工場名(都市名):ヘルシンキ 最寄り港:ヘルシンキ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場名(ヘルシンキ)→最寄り港(ヘルシンキ港)→横浜港 ドル建。BAF,CAF,スエズ運河、アデン湾通行料、工場~ヘルシンキ港間の陸送費含む。 (2)第3国輸出:工場名(ヘルシンキ)→最寄り港(ヘルシンキ港)→第3国仕向け港(ニューヨーク港)ドル建。BAF,NY港取扱料、工場~ヘルシンキ港間の陸送費含む。 (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ヘルシンキ港)→工場名(ヘルシンキ)ユーロ建。BAF,CAF,スエズ運河、アデン湾通行料、工場~ヘルシンキ港間の陸送費含む。
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	26		出所:フィンランド国税庁 国税のみ。キャピタルゲイン:28%
	23.個人所得税 (最高税率%)	30(国税)+17.5(地方税)		出所:フィンランド国税庁 国税は累進制で所得(キャピタルゲイン含む)により6.5%から30.0%の4段階、地方税は一律で自治体により16.25%から21.5%まで幅があり、ヘルシンキは17.5%。別途、教会税:1~2%。 国税の所得別税率は以下のとおり。1万5,600~2万3,200:6.5%(固定額8ユーロ+下限額の超過分×税率、以下同様で固定額のみを記載)、2万3,200~3万7,800:17.5%(固定502ユーロ)、3万7,800~6万8,200:21.5%(固定3,057ユーロ)、6万8,200超:30.0%(固定9,593ユーロ)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	23		出所:フィンランド国税庁 本、医薬品、運賃、宿泊費、スポーツ・文化・レジャー関連、映画、放送受信料、交通:9%、 食品、飼料、レストラン、ケータリングサービス:13% 2011年12月までの軽減税率:9%理髪料、修理費、靴・皮製品、裁縫等
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:フィンランド国税庁、フィンランド財務省 日本フィンランド租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15、親子間:10		出所:フィンランド国税庁 日本フィンランド租税条約第10条 親子間要件:25%以上株式を保有、または議決権付株式を10%以上6ヵ月以上保有
27.日本へのロイヤルティ送金課税(最高税率%)	10		出所:フィンランド国税庁 日本フィンランド租税条約第12条	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	953	658 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,305	901 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,063	2,115 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	4.営業職(月額)	1,865	1,288 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	463~555	320~383 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	740~833	511~575 出所:エンタープライズエストニア(エストニア外国投資・貿易促進局)から聴取(2010年10月末発表データ、発表当時はクローン建て。1ユーロ=15.466クローンで換算)。基本給、残業代含む。
	6.法定最低賃金	403	278 賃金法第2章第7条 改定日:2008年1月1日(改定時はクローン建て:4,350クローン、1ユーロ=15.6466クローンで換算) 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	- 出所:エンタープライズエストニアへから聴取 業績に応じて最大1か月分程度支給する企業、全社員に一定額を支給する企業もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34.4% 被雇用者負担率:2.8% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.4% 医療保険:13% 年金:20% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:2.8%	- 出所:雇用保険:エストニア社会省 医療保険・年金:社会保障税法第10条第2項(2009年8月1日改正) 被雇用者負担について、1983年以降に生まれた被雇用者には、雇用保険のほかに年金加入(積立金は給与の1または2%)が義務付けられている(1942~82年生まれの場合、任意)
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:13.9% 2009年:△5.0% 2010年:1.1%	- 出所:エストニア統計庁	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	58~72	40~50 出所:タバサル・テクノパーク(工業団地)から聴取 工業団地名:タバサル・テクノパーク 上下水道、電気、ガス架設料含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	12	8.00 出所:タバサル・テクノパーク(工業団地)から聴取 工業団地名:タバサル・テクノパーク 水道、電気、ガス料金など含まず
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16~19	11~13 出所:アルコヴァラ(不動産大手)から聴取 地区名:タリン市中心地区 占有面積:170~251m2
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	521~869	360~600 出所:アルコヴァラ(不動産大手)から聴取 地区名:タリン市中心地区 住宅の種類:コンドミニアム 3ベッドルーム 占有面積:64~100m2
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.72~2.29	1.19~1.58 出所:エリオン 0.5169ユーロ/分×3分+通話開始料0.0312ユーロ(登録国割引契約がある場合0.3865ユーロ×3分+通話開始料0.0312ユーロ)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	43	30 出所:エリオン 月額料金。契約によりさまざまな料金があるが、ビジネス用料金でより512kbps/下り1Mbpsの場合。より2Mbps 下り5Mbpsの場合、38.4ユーロ/月。

エストニア(調査都市:タリン)

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.13	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.09	出所:エストニアエネルギー 月額基本料は契約アンペア数で異なり、アンペア当たり 0.312ユーロ 1kWh当たり料金=電気エネルギー使用料(EN1)+送電サー ビス料(VML1)+再生エネルギー料+電気税
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.16	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.11	出所:エストニアエネルギー 最も利用量が少なく電気暖房を使わない「ホーム1」料金。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:6.98~10	月額基本料:- 1m3当たり料金:4.82~7.11	出所:タリン水道 上水1m3当たり2.78ユーロ、下水1m3当たり2.04~4.33ユー ロ(下水の汚染度に応じて下水処理料金が異なる)の合計。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.48~0.51	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.33~0.35	出所:エストニアガスから聴取 年間使用量が1億m3以上の場合 重油価格、軽油価格、対米ドルレートを変数とする料金公式 によって算出 左記は2011年1月時点で算出したおおよその平均価格 ガスの種類:天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,400 (2)3,001 (3)3,400	(1)967 (2)2,072 (3)2,348	出所:イテツラ(Itella)から聴取 工場名(都市名):タリン 最寄り港:ムーガ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 ドル建て (1)対日輸出:工場名(タリン)→最寄り港(ムーガ港)→横浜 港 (2)第3国輸出:工場名(タリン)→最寄り港(ムーガ港)→第3 国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ムーガ港)→工場名(タリ ン)
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:21		出所:エストニア税および関税局 所得税法 地方税:0% その他公租公課:0% 内部留保、利益再投資の場合は非課税。法人所得税は配 当などで企業外に利益移転する場合にのみ課せられ、その 年の利益(グロス)の21%。または利益(ネット)の21/79。
	23.個人所得税 (最高税率%)	21		出所:エストニア税および関税局 所得税法 年収の内、1,728ユーロは基礎控除
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所:エストニア税および関税局 付加価値税法 軽減税率あり 書籍・定期刊行物、医薬・衛生用品、身体障害者用医療器 具、宿泊料など:9%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所:エストニア税および関税局 所得税法 日本との租税条約はない 市場金利を大幅に上回る場合:21%
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	0		出所:エストニア税および関税局 所得税法 日本との租税条約はない
27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10		出所:エストニア税および関税局 所得税法 日本との租税条約はない	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,136	784	19,020	出所:チェコ日本商工会「2011年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業26社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,856	1,282	31,078	出所:チェコ日本商工会「2011年現地従業員給与アンケート速報値」 製造業26社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	4,916	3,394	82,294	出所:チェコ日本商工会「2011年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(48社)の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	2,709	1,870	45,348	出所:チェコ日本商工会「2011年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(48社)の「販売営業系担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	943	651	15,792	出所:チェコ統計局 「販売員、マネキン、商品デモンストレーター」の2010年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	992	685	16,611	出所:チェコ統計局 「接客員」の2010年の平均賃金。 基本給、残業代、賞与含む。
	6.法定最低賃金	478	330	8,000	出所:最低賃金に関する政令(第567/2006号) 改定日:2007年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		0.667ヵ月		出所:チェコ日本商工会「2011年現地従業員給与アンケート速報値」 全業種(48社)の2010年実績の平均値。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34% 被雇用者負担率:11% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.2% 医療保険:9.0% 年金:21.5% その他:2.3% (疾病保険) 被雇用者負担率の内訳: 年金保険:6.5% 医療保険:4.5%			出所:チェコインベスト(ビジネス・投資開発庁) 原典:法律No. 585/2006 病欠保険法および関連法改正法、No.2/2009 所得税法および関連法改正法、No.592/1992 一般健康保険法、No. 48/1997 公共健康保険法
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:7.8% 2009年:4.0% 2010年:2.0%			出所:チェコ統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 72 (b) 60~108 (c) 32 (d) 29	(a) 49 (b) 41~74 (c) 22 (d) 20	(a) 1,200 (b) 1,000~1,800 (c) 540 (d) 492	出所:(a) プルゼニユ市、(b) プルゼニユ市、(c) 現地土地開発業者、(d) カルヴィナー市 工業団地名:(a) CTパーク・プルゼニユ、(b) ボルスカー・ボレ、(c) ホレンショフ工業団地、(d) カルヴィナー工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.09	4.20	102	出所:プルゼニユ市 工業団地名:CTパーク・プルゼニユ 維持費・光熱費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) 35~36 (b) 26~30	(a) 24~25 (b) 18~21	(a) 582~606 (b) 436~509	出所:コリアーズ・インターナショナル (a) プラハ中心部、(b) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,493~2,688	1,031~1,856	25,000~45,000	出所:現地不動産会社検索サイト(reality.cz、maxima.cz、homesweethome.cz) プラハ6区(日本人学校の近く)の戸建て(家具付き)、駐車場付き 125~240m2。 光熱費含まず。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.49~2.03	1.03~1.40	25~34	出所:テレフォニカO2
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	24~51	16~35	400~850	出所:テレフォニカO2 VDSL下り2~25.6Mbps 月額。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.23~564 1kWh当たり料金:0.13 ~0.35	月額基本料:2.23~389 1kWh当たり料金:0.09 ~0.24	月額基本料:54~9,443 1kWh当たり料金:2.12 ~5.86	出所:チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.87~57 1kWh当たり料金:0.11 ~0.41	月額基本料:1.98~39 1kWh当たり料金:0.08 ~0.28	月額基本料:48~955 1kWh当たり料金:1.90 ~6.84	出所:チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:3.58	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.47	月額基本料:- 1m3当たり料金:60	出所:プラハ水道局 VATは軽減税率(10%)適用。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.42~26 1m3当たり料金:0.72~ 1.13	月額基本料:3.05~18 1m3当たり料金:0.49~ 0.78	月額基本料:74~436 1m3当たり料金:12~19	出所:プラハ・ガス 年間使用量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合には年額制で1m3当たり 10+1.96コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~30.60コルナ (2012~2014年は0~34.20コルナ)の環境税が別途 加算される。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,014 (2)5,734 (3)8,387	(1)2,772 (2)3,960 (3)5,791	(1)67,200 (2)96,000 (3)140,400	出所:チェコ所在日系ロジスティクス企業 工場名:プラハ 最寄り港:ハンブルグ港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場(プラハ)→最寄り港(ハンブルグ 港(ドイツ))→横浜港 (2)第3国輸出:工場(プラハ)→最寄り港(ハンブル グ港(ドイツ))→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルグ港(ド イツ))→工場(プラハ)
為替	21.為替レート	1米ドル=16.7409コルナ、1ユーロ=24.2450コルナ (2011年7月1日付)			
	22.法人所得税 (表面税率%)		19		出所:所得税法改正法(法律第261/2007号) 受取配当金税率は15%
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:所得税法改正法(法律第261/2007号) 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負 担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金の 34%)を加算したものの。 証券売却による収入は非課税。 債権利益・利息、受取利子、受取配当金は、源泉課 税(15%)。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:付加価値税法改正(法律362/2009) 軽減税率(食品、書籍、医薬品等):10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		日本・チェコ二国間租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		一般:15、親子間:10		日本・チェコ二国間租税条約10条 親子間要件:6ヵ月以上、議決権付株式25%以上
27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		10		日本・チェコ二国間租税条約第12条 文化・芸術品の使用料は免除。	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	606 ~ 1,016	418 ~ 701	110,585 ~ 185,380	出所:日系企業への聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、諸手当(昼食券、交通費等)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,074 ~ 2,409	741 ~ 1,663	196,008 ~ 439,631	出所:日系企業への聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、諸手当(昼食券、交通費等)を含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,134 ~ 4,951	2,164 ~ 3,419	571,972 ~ 903,745	出所:日系企業への聞き取り調査 基本給、社会保障(雇用主負担分)、諸手当(昼食券、交通費等)を含む
	4.営業職(月額)	1,729	1,194	315,583	出所:ハンガリードイツ商工会議所賃金調査2010/2011 2010年9月~10月時点調査、社会保障(雇用主負担分)を含む グロス賃金、諸手当は含まない。
	5~1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	658	454	120,095	出所:ハンガリー統計年鑑2010 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均賃金
	5~2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	554	383	101,168	出所:ハンガリー統計年鑑2010 宿泊施設、食事提供サービスのマニュアルワーカーの平均賃金、基本給のみ
	6.法定最低賃金	427	295	78,000	出所:政令337/2010 改定日:2011年 1月 1日 月額 高校卒業資格者以上は月額 94,000フォリント
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	グロス賃金の約1~2カ月分			出所:地元会計事務所
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:28.5% 被雇用者負担率:17.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:2% 年金:24% 職業訓練基金拠出金:1.5% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.5% 医療保険:6% 年金:10%			出所:国家対外経済局(HITA)(Doing Business in Hungary 2011)
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:7.3% 2009年:3.4% 2010年:2.3%			出所:ハンガリー統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	48	33	8,724	出所:国家対外経済局(HITA) 工業団地名:タタバーニャインダストリアルパーク
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.34	4.38	1,158	出所:国家対外経済局(HITA) 工業団地名:タタバーニャインダストリアルパーク
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28	19	5,023	出所:現地不動産業者 地区名:ECEビジネスセンター(ブダペスト) 占有面積:200㎡ 管理費別 1,625フォリント/m2/月
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,245	1,550	409,743	出所:現地不動産業者 地区名:ブダペスト2区 住宅の種類:アパート(駐車場、24時間受付、共用テニスコート含む) 占有面積:120㎡ 共益費、水道光熱費別
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.71	1.87	495	出所:T-Home 通話料は契約形態によって異なる
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	48	33	8,750	出所:T-Home 料金算定方法:DSLオフィススタンダード契約1年契約の場合 下り最高5Mbps 加入料、モデムレンタル料なし T-Homeと電話契約がある場合、割引あり 月額

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.07 月額接続料:20 1kWh当たり料金:0.27	月額基本料:0.74 月額接続料:14 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:195 月額接続料:3,650 1kWh当たり料金:49	出所:エルム電力 電力自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、 業務用の料金は非公開。左記は唯一公開されてい る小規模事業者(小売店舗等)の場合 地域、時間帯、契約により金額は大きく異なる。 月額基本料と月額接続料は定額
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.07 1kWh当たり料金: (a)0.26 (b)0.27	月額基本料:0.74 1kWh当たり料金: (a)0.18 (b)0.19	月額基本料:195 1kWh当たり料金: (a)47 (b)49	出所:同上 (a)使用量110kW以下/月 (b)使用量110kW超/月
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: (a)8.29 (b)30 (c)49 1m3当たり料金:1.28	月額基本料: (a)5.73 (b)21 (c)34 1m3当たり料金:0.89	月額基本料: (a)1,515 (b)5,520 (c)9,015 1m3当たり料金:234	出所:首都水道局 (a)使用量0~7.5m3以下/日 (b)使用量7.5超~15m3以下/日 (c)使用量15m3超/日
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金:n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金:n.a.	月額基本料:n.a. 1m3当たり料金:n.a.	出所:ブダペストガス ガス自由化の中で個別契約ごとに料金は異なり、業 務用料金は非公開。 参考:一般用ガス料金、月額基本料1,250フォリ ント、1m3当たり料金123.125フォリント
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,919 (2)2,511 (3)4,455	(1)2,016 (2)1,734 (3)3,076	(1)532,824 (2)458,329 (3)813,110	出所:ESLロジスティカハンガリー支店 工場名(都市名):ブダペスト 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:香港港 (1)対日輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ハン ブルク港)→横浜港 (2)第3国輸出:工場名(都市名)→最寄り港(ハン ブルク港)→第3国仕向け港(香港港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(ハンブルク港)→ 工場名(ブダペスト) 海上保険料、通関諸経費を含まず
為替	21.為替レート	1米ドル=182.531、1ユーロ=264.350 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:10.19			国税:5億フォリントまで10%、5億フォリントを超えた 分は19% 地方税は以下の通り 地方事業税:最大2%(地方自治体の決定による) 建物税:1m2当たり最大1,580フォリント/年もしくは建 物市場価格の最大3.6% 土地保有税:1m2当たり最大287フォリント/年もしく は土地市場価格の最大3% 建物税は2011年1月1日改正
	23.個人所得税 (最高税率%)	16			個人所得税法(ACT CXXIII/2010) 雇用者負担分にも個人所得税がかかる
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	25			付加価値税法(ACT CXXVII/2007) 軽減税率:あり 牛乳、パン、ホテル宿泊費など:18% 医薬品、教科書など:5%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			日本・ハンガリー租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			日本・ハンガリー租税条約第10条
27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)	10			日本・ハンガリー租税条約第12条 工業的使用料:10% 文化的使用料:0%(免除)	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	680~1,508	470~1,041	1,854~4,112	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Fitter」、「Production Operator」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,393~2,059	962~1,422	3,798~5,614	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Process Engineering Specialist」、「Production Technologist」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,090~3,477	1,443~2,401	5,699~9,480	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Production Manager」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	4.営業職(月額)	1,430~2,062	988~1,424	3,900~5,622	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Sales Representative」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,225~1,379	846~952	3,340~3,760	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,225~1,379	846~952	3,340~3,760	出所: 労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種: 「Shop Assistant」 グロス賃金の下位25%~上位25%の値 (2011年春季・全国調査に基づく)。 基本給、残業代、賞与含む。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	6.法定最低賃金	508	351	1,386	出所: 「最低賃金に関する政令」(2010年10月5日発表) 改定日: 2011年1月1日 月額。 米ドル建て、ズロチ建てに換算。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与1ヵ月相当額を年1回支給することが多い			給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 17.48~20.14% 被雇用者負担率: 13.71%+健康保険料 雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 4.50% 傷害保険: 0.67~3.33%(業種によって異なる) 失業保険(a): 0.1% 失業保険(b): 2.45% 被雇用者負担率の内訳: 年金保険: 9.76% 生活保護保険: 1.50% 疾病保険: 2.45% 健康保険: 9%※			出所: 社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 ※ (個人所得税額×7.75%) + (グロス給与 - 社会保険料) × 1.25%
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年: 10.1% 2009年: 5.4% 2010年: 4.0%			出所: 中央統計局(GUS)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	19	13	51	出所: マソヴィア開発庁 タルノブジェグ特別経済区(SEZ)ラダム・サブゾーン 共益費含まず。 ユーロ建て。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.36	6.46	26	出所: クッシュマン&ウエイクフィールド ワルシャワ市内の工業用地 共益費含まず。 ユーロ建て。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	46	32	126	出所: クッシュマン&ウエイクフィールド ワルシャワ市内(一等地) 共益費含まず。 ユーロ建て。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,834~3,484	1,266~2,406	5,000~9,500	出所: 現地不動産事業者 モコトゥフ(ワルシャワ市内)のアパート、90~120m2、駐車場付き。 管理費含まず。 光熱、警備、ゴミ処理などの経費負担は価格交渉時に決定。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.61	0.42	1.65	出所: ポーランドテレコム(TP) Biznes 100プラン
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	135	93	368	出所: ポーランドテレコム(TP) ADSL 2M(DSL2000プラン) 下り2,048kbps/上り256kbps 月額

ポーランド(調査都市:ワルシャワ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.90 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:6.84 1kWh当たり料金:0.13	月額基本料:27 1kWh当たり料金:0.53	出所:RWE(ドイツ系電力会社) 昼夜共通料金(G11) 契約によって料金体系が異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.26 1kWh当たり料金:0.17	月額基本料:2.25 1kWh当たり料金:0.12	月額基本料:8.88 1kWh当たり料金:0.47	出所:RWE(ドイツ系電力会社) 昼夜共通料金(G11)、年間500kWhまで、12カ月契約 契約によって料金体系が異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.57 1m3当たり料金:1.58	月額基本料:1.78 1m3当たり料金:1.09	月額基本料:7.02 1m3当たり料金:4.32	出所:ワルシャワ市水道公社(MPWik) VATは軽減税率(8%)。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:82 1m3当たり料金:0.54	月額基本料:56 1m3当たり料金:0.37	月額基本料:223 1m3当たり料金:1.46	出所:ポーランド石油・ガス会社(PGNiG)、マゾヴィエツキ・ガス 1時間当たり使用量:10m3超~65m3以下(W-5) 天然ガス。 契約によって料金体系が異なる。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,900 (2)n.a. (3)5,700	(1)2,002 (2)n.a. (3)3,936	(1)7,907 (2)n.a. (3)15,542	出所:郵船ロジスティクスポーランド 工場名:ワルシャワ 最寄り港:グディニヤ港 (1)対日輸出:工場名(ワルシャワ)→最寄り港(グディニヤ港)→横浜港 海上運賃1,900ドル+内陸輸送1,000ドル (2)第3国輸出:n.a. (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(グディニヤ港)→工場名(ワルシャワ) 海上運賃4,700ドル+内陸輸送1,000ドル 米ドル建て。
為替	21.為替レート	1米ドル=2.7266ズロチ、1ユーロ=3.9488ズロチ (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		19		法人所得税法(19条)
	23.個人所得税 (最高税率%)		32		個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合:18%(556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,228ズロチ超の場合:基本税額1万4,839.02ズロチ+8万5,228ズロチ超分の所得×32%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23		物品・サービス税法 標準税率:23%(146a条) 軽減税率: 一部の食品、医薬品など:8%(146a条) 一部の食品、書籍など:5%(41条) 2011年1月1日から2013年12月31日まで適用。 2011年12月31日時点の公的債務残高の対GDP比が55%超の場合、税率は2012年7月1日から24%、9%、6%に引き上げられる(146f条)。
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		日本・ポーランド租税条約(11条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		日本・ポーランド租税条約(10条)
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)		10		日本・ポーランド租税条約(12条) 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税。	

	米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	886	612 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-8 機械運転員等2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用者負担分)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,088	751 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-2 準専門家等2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用者負担分)を含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,797	1,241 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-1 シニアマネージャ等2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用者負担分)を含む
	4.営業職(月額)	n.a	n.a
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	675	466 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-5 サービススタッフ、販売員等2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出 基本給、社会保障(雇用者負担分)を含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	675	466 出所:スロバキア統計局 カテゴリ-5 サービススタッフ、販売員等2009年値 上記に2010年名目賃金上昇率を乗じて算出
	6.法定最低賃金	2.64/時 459/月	1.822/時 317/月 出所:欧州雇用者連盟(Federation of European Employers) 2011年1月1日現在
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	-	出所:スロバキア投資庁(SARIO)より聴取 支払い義務はない
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 被雇用者負担の内訳 雇用保険:1.00% 雇用保険:1.00% 医療保険:10.0% 医療保険:4.00% 年金:14.0% 年金:4.00% その他:10.2% その他:4.40%	出所:社会保障法2003年461号
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:8.1% 2009年:3.0% 2010年:3.2%	出所:スロバキア統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	52~139	36~96 出所:Colliers International調査報告書 「Real Estate Review」2010年央版
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.69~7.82	4.62~5.40 出所:同上
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	25~32	17~22 出所:同上 市中心部の場合
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,172	1,500 出所:「slowakei-immobilien」ウェブサイト 地区名:Stare Mesto(スタレ・メスト) 住宅の種類:3階建アパート3階 占有面積:150m ² 4部屋 水道・光熱費を含む
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.85	0.59 出所:テレコム・スロバキア 0.1956ユーロ/分(0-24時)から換算
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料 201 月額 58	架設料 139 月額 40 出所:テレコム・スロバキア 料金算定方法:Magio Internet Turbo3料金 下り最高3,584kbps、上り最高512kbps

スロバキア(調査都市:ブラチスラバ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:1.22 1kWh当たり料金:0.14	月額基本料:0.84 1kWh当たり料金:0.0942	出所: ヴィホドスロヴェンスカ・エネルギーカ (Vychodoslovenska energetika) 産業用料金「EKO M(DMP8)」 物品税 0.00132EUR/kWh、National Nuclear Fund 0.003 EUR/kWh含まず
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.22 1kWh当たり料金:0.11	月額基本料:0.84 1kWh当たり料金:0.0776	出所: ヴィホドスロヴェンスカ・エネルギーカ (Vychodoslovenska energetika) 一般家庭用料金「STANDARD MAXI(DD2)」
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.97	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.05	出所: ブラチスラバ水道会社(BVS) 料金算定方法: 上水1.0667+下水0.9871
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:39 1m3当たり料金:0.80	月額基本料:27 1m3当たり料金:0.55	出所: スロバキアガス 料金算定方法: M4(年間使用量6,500m ³ 以上の場合) 月額基本料: 22.55ユーロ/月+20%VAT 1kWh当たりの料金: 0.0433ユーロ/kWh+20%VATを 1m3=10.5kWhで換算 ガスの種類: 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,377 (2)3,377 (3)5,551	(1)2,332 (2)2,332 (3)3,833	出所: 日系フォワーダー 工場名(都市名): ブラチスラバ 最寄り港: ハンブルクもしくはブレーメンハーフェン港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: ブラチスラバ→ハンブルク港→横浜港 ハンブルク港までの陸送費1,400ユーロを含む (2)第3国輸出: ブラチスラバ→ブレーメンハーフェン港 →ニュー YORK 港 ブレーメン・ハーフェン港までの陸送費1,400ユーロを含む (3)対日輸入: 横浜港→ハンブルク港→ブラチスラバ ハンブルク港からの陸送費1,900ユーロを含む
為替	21.為替レート	1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付)		
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	19		出所: Taxes and Social Security (スロバキア投資庁作成)
	23.個人所得税 (最高税率%)	19		出所: Taxes and Social Security (スロバキア投資庁作成)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 法令490/2010 改定日: 2011年1月1日 軽減税率(医薬品、医療機器、書籍などに適用): 10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本スロバキア租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般: 15、親子間: 10		出所: 日本スロバキア租税条約第10条 親子間要件: 持株比率25%以上、配当支払日まで6ヵ月以上株式を保有
27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本スロバキア租税条約第12条 文化的ロイヤルティーは免税	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	450~683	345~472	1,465~2,002	出所:日系業メーカー5社の平均 社会保障の雇用主負担分を含む
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	1,132~2,068	782~1,428	3,318~6,062	出所:日系業メーカー5社の平均 社会保障の雇用主負担分を含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	3,270~4,348	2,258~3,002	9,584~12,742	出所:日系業メーカー5社の平均 社会保障の雇用主負担分を含む
	4.営業職(月額)	2,956~3,574	2,041~2,468	8,662~10,474	出所:日系業メーカー5社の平均 社会保障の雇用主負担分を含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	239	165	700	出所:全国労働組合連合の全国集団契約2011~ 2014年 公務員は政令2010年1193号により670レイ(改定 日:2010年11月24日) 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)			給与1~1.5ヵ月相当	出所:2011年~2014年全国集団平均労働協約規定 「13ヵ月目の給与」という呼称で1ヵ月分の給与が支 給されたり、業績に応じて支給されたり、企業によっ て異なる。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:27.75~38.45% 被雇用者負担率:16.5% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:20.8%、25.8%、30.8%(職種によって異なる) 傷害保険:0.15~0.85% 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5%			出所:法令2006年399号、緊急法令2008年226号、 法令2009年19号 雇用者の年金と傷害保険の料率は職種によって異 なる
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:23.5% 2009年:8.4% 2010年:2.5%			出所:統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	43.0	30.0	127.0	出所:不動産・土地情報ATI 工業団地名:A1工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.29	4.34	18	出所:不動産・土地情報イモビリアーレ 工業団地名:IMGB工業プラットフォーム
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	22	15.0	64	出所:不動産会社エソップ 地区名:ピクトリア広場 占有面積:120㎡以上
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,186	2,200	9,338	出所:不動産会社エソップ 地区名:アヴィアトリートル地区(ブカレスト市内) 住宅の種類:アパート 占有面積:172㎡、4部屋、家具、エアコン、駐車場付 き ユーロ建て、VATを含まず
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	0.4	0.3	1.3	出所:ロムテレコム
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	月額:17	月額:12	月額:51	出所:ロムテレコム 別途、年間基本料19.9ユーロ ADSL、上り1Mbps、下り12Mbps

ルーマニア(調査都市:ブカレスト)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.24	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.16	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.70	出所:電力会社エレクトリカ 別途、物品税(0.5ユーロ/MWh)が加算される
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.98 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料:1.37 1kWh当たり料金: 0.12	月額基本料:5.81 1kWh当たり料金:0.51	出所:エネルギー規制局(ANRE) 政令2009年102号 別途、物品税(1ユーロ/MWh)が加算される
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m ³ 当たり料金: 0.07~0.28	月額基本料:— 1m ³ 当たり料金: 0.05~0.20	月額基本料:— 1m ³ 当たり料金:0.21~ 0.83	出所:水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト 1m ³ 当たり料金は地域によって異なる
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m ³ 当たり料金: 35~36	月額基本料:— 1m ³ 当たり料金: 24~25	月額基本料:— 1m ³ 当たり 105	出所:エネルギー規制局(ANRE) 政令2011年29号 天然ガス 別途、物品税(0.17ユーロ/GJ)が加算される
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,669 (2) 3,669 (3) 4,719	(1) 1,842 (2) 2,533 (3) 3,258	(1) 7,822 (2) 10,753 (3) 13,830	出所:日本郵船イスタンブール(陸上輸送費の出所 はInternational Euro Cargo SRL) 工場名(都市名):ブカレスト 最寄り港:コンスタンツァ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:最寄り港(コンスタンツァ港)→横浜港 (2)第3国輸出:最寄り港(コンスタンツァ港)→第3国 仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(コンスタンツァ港)
為替	21.為替レート	1米ドル=2.9308、1ユーロ=4.2445 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		16		出所:立法審議会 法令2005年571号17条
	23.個人所得税 (最高税率%)		16		出所:税管理庁(ANAF) 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス)
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		24		出所:税管理庁(ANAF) 緊急政令2010年58号44条 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品など:9% 未婚または既婚者で初めての住居購入、養護施設 向け供給品:5%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		租税条約1976年213号第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		10		租税条約1976年213号第10条
27.日本へのロイヤルティ送 金課税(最高税率%)			工業的使用料:15 文化的使用料:10	租税条約1976年213号第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	516	356	697	出所:統計局(2011年第1四半期)データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5 社会保障(雇用者負担分)を含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,032	713	1,394	出所:統計局(2011年第1四半期)公表データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5 社会保障(雇用者負担分)を含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,548	1,069	2,091	出所:統計局(2011年第1四半期)公表データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5 社会保障(雇用者負担分)を含む
	4.営業職(月額)	n.a	n.a	n.a	出所:統計局(2011年第1四半期)公表データから算出。産業協会へのヒヤリングから、ワーカー/エンジニア/中間管理職の給与の割合はおおよそ0.5対1対1.5 社会保障(雇用者負担分)を含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	492	340	665	出所:統計局(2011年第1四半期)データから算出、 社会保障(雇用者負担分)を含む 卸・小売業などの平均
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	378	261	511	出所:統計局(2011年第1四半期)公表データから算出、 社会保障(雇用者負担率18.2%)を含む ホテル業・飲食業の平均
	6.法定最低賃金	200	138	270	出所:政令2011年180号 改定日:2011年9月1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)			給与1ヵ月分相当	法的義務はないが、慣例として1ヵ月相当分がクリスマス前に支払われることが多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:18.2% 被雇用者負担率:12.9% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.6% 健康保険:4.8% 疾病・妊娠保険:2.1% 年金:7.1%(1960年以前生まれの被雇用者に対しては9.9%) 追加社会保険:2.8%(1960年以降生まれの被雇用者を対象) 労災保険:0.7% 賃金補償基金:0.1% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:0.4% 健康保険:3.2% 疾病・妊娠保険:1.4% 年金:5.7%(1960年以前生まれの被雇用者に対しては7.9%) 追加社会保険:2.2%(1960年以降生まれの被雇用者を対象)			出所:歳入庁および統計局データ、2011年社会保険法 2011年1月1日より年金負担率が1%引き上げられた。
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:26.5% 2009年:11.6% 2010年:6.3%			出所:統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	22~43	15~30	29~59	出所:Forton International(投資コンサルティング会社) 工業団地名:ソフィア周辺地区(エリンペリン、クレミコフィツイ、ボジュリシテ地区) 税・諸経費は含まず ユーロ建ての価格に換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.43~5.79	3.75~4.0	7.33~7.82	出所:Forton International(投資コンサルティング会社) ソフィア周辺地区 税・諸経費は含まず ユーロ建ての価格に換算
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28.00	19.00	37.00	出所:ソフィア市「世界貿易センター・ソフィア」内オフィス 水道・光熱・警備代などを含む ユーロ建ての価格に換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,911	2,010	3,931	出所:Mirela.Ltd社ウェブサイトおよび聞き取り 地区名:ソフィア市中心部ロゼネツ地区 住宅の種類:アパート 占有面積:180m ² 税・諸経費(管理費、VAT、警備費(10ユーロ)込み、手数料別、敷金3ヵ月 駐車場付き。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	2.67	1.84	3.60	出所:通信会社VIVACOM
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	18.5~25.9	12.8~17.9	25~35	出所:通信会社VIVACOM 架設料なし、月額使用料(固定価格)、下り最高15Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.09	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.07	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.12714	出所: CEZ Elektro Bulgaria AD 従業員数50人未満、年間売上高1,950万レバ未満 の事業所で、中電圧契約を前提とした昼間料金
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.13	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.09	月額基本料:— 1kWh当たり料金 :0.176508	出所: CEZ Elektro Bulgaria AD 昼間料金
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金 :1.47~1.78	月額基本料:— 1m3当たり料金 :1.01~1.23	月額基本料:— 1m3当たり料金 :1.98~2.41	出所: ソフィア水道公社 料金は汚染物質の含有量(によって生じる下水処理 料金の相違
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金 :0.62	月額基本料:— 1m3当たり料金 :0.4	月額基本料:— 1m3当たり料金 :0.83896	出所: ソフィアガス 定期供給で年間契約量5万m ³ 以下の場合 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,175 (2)3,617 (3)3,988	(1)1,502 (2)2,498 (3)2,754	(1)2,937 (2)4,885 (3)5,386	出所: Container Shipping Agency 工場名(都市名):ソフィア 最寄り港: ヴァルナ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: ソフィア→ヴァルナ港→横浜港 (2)第3国輸出: ソフィア→ヴァルナ港→ニューヨーク 港 (3)対日輸入: 横浜港→ヴァルナ港→ソフィア
為替	21.為替レート	1米ドル=1.3504レバ、1ユーロ=1.9557レバ、1米ドル=0.6905ユーロ (2011年7月1日付け)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	10			出所: 法人税法(改正)2010年11月94/30号
	23.個人所得税 (最高税率%)	10 (フラットタックス)			出所: 個人所得税法(改正)2010年11月94/30号
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			付加価値税法 官報19号(2011年3月8日) 軽減税率: 国外で販売されるパッケージツアー料金 に含まれる宿泊費に対してのみ軽減税率(9%)を適 用
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			日本との租税条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	5			法人税法第194条、200条
27.日本へのロイヤルティ送 金課税(最高税率%)	10			日本との租税条約第12条	

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	356	246	24,764	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	572	395	39,764	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,050	725	72,984	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	出所:大手求人サイト「Bestjobs」 手取り額
	6.法定最低賃金	1	1.01	102	出所:社会経済協議会(政府、雇業者団体、労働組合三者による労使問題協議のための委員会組織) 改定日:2011年5月24日、時給の手取り額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	法律で定められてはいないが、慣例として給与の10~30%を支給			-
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.9% 被雇用者負担率:17.9% 雇用者負担率の内訳(被雇用者負担率の内訳も同じ): 雇用保険:0.75% 医療保険:6.15% 年金:11.0%			出所:社会保障法(2004年制定)第44条
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:18.0% 2009年:8.8% 2010年:7.6%			出所:統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	198	137	13,792	出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:TD Marvel 2(ベオグラード) 土地・家屋取得税(2.5%)を含む 電気、ガス、上下水道、通信(電話、インターネット)インフラ有り
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	9.8 5	6.8 0	684	出所:シャバツ市(ベオグラード近郊) 工業団地名:セベロザバドゥナ・ラドゥナ・ゾーナ VAT含む
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16.09	11.11	1,118	出所:不動産会社NEKRETNINE.RS 地区名:ベオグラード中心部 占有面積:207㎡ VAT含む
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,028	1,400	140,935	出所:不動産会社NEKRETNINE.RS 地区名:ノビベオグラード 住宅の種類:コンドミニウム 占有面積:125㎡ 管理費、VAT含む 家具付き
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	企業:2.82 個人:2.27	企業:1.945 個人:1.57	企業:196 個人:158	出所:テレコム・セルビア
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	46	32	3,174.00	出所:テレコム・セルビア タイプ「Click1」(1,536/256kb/s)、ADSL、 VATを含む月額料金

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:8.70 1kWh当たり料金 0.02~0.06	月額基本料:6.01 1kWh当たり料金 0.01 ~0.04	月額基本料: 605 1kWh当たり料金 1.33~ 4.00	出所:セルビア電力公社 VAT18%は含まず
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.17 1kWh当たり料金 0.02~0.19	月額基本料:1.50 1kWh当たり料金 0.01 ~0.13	月額基本料: 151 1kWh当たり料金 1.25~13.16	出所:セルビア電力公社 VAT18%は含まず
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金 1.38	月額基本料:- 1m3当たり料金 0.95	月額基本料:- 1m3当たり料金 95.65	出所:ベオグラード市水道事業公社 上水道71.74ディナール+下水道23.91ディナール、 VAT(8%)含む
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:2.17 1m3当たり料金:0.47	月額基本料:1.50 1m3当たり料金 0.33	月額基本料: 151 1m3当たり料金 33	出所:ベオガス 料金はVAT(8%)含まず LPガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,721 (2)3,961 (3)4,219	(1)1,879 (2)2,735 (3)2,913	(1)189,115 (2)275,327 (3)293,246	出所:トランスポートスペド 工場名(都市名):ベオグラード市 最寄り港:リエカ港(クオアチア) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:ベオグラード市→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:ベオグラード市→リエカ港→ニュー ヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→ベオグラード市
為替	21.為替レート	1米ドル=69.5100ディナール、1ユーロ=100.668ディナール (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		10		出所:セルビア財務省税務局 法人税法第39条
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:セルビア財務省税務局 個人所得税法第89条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		18		出所:同上 付加価値税法第23条 医療品、水道、冷凍食品、穀物、食品、農薬、肥料、 新聞などは軽減税率8%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法第40条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法第40条
27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		20		出所:セルビア財務省税務局 法人税法第40条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	972	671	4,950	出所:統計局 2011年第1四半期平均額をもとに算出。 「工場・機械操業者・組立人」の項目。 基本給、社会保障(雇用主負担分)含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,486	1,026	7,566	出所:統計局 2011年第1四半期平均額をもとに算出。 「技術士、技術士補」の項目。 基本給、社会保障(雇用主負担分)含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,920	1,326	9,776	出所:統計局 2011年第1四半期平均額をもとに算出。 「議員、高等事務員、管理者」の項目。 基本給、社会保障(雇用主負担分)含む。
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	882	609	4,491	出所:統計局 2011年第1四半期平均額をもとに算出。 「サービススタッフ、店舗・市場販売スタッフ」の項目。 基本給、社会保障(雇用主負担分)含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	882	609	4,491	出所:統計局 2011年第1四半期平均額をもとに算出。 「サービススタッフ、店舗・市場販売スタッフ」の項目。 基本給、社会保障(雇用主負担分)含む。
	6.法定最低賃金	553	382	2,814	出所:最低賃金法 改定日:2011年5月24日 2012年5月31日まで適用。 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		—		法的義務はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.2% 被雇用者負担率:20% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.7% 医療保険:15% その他(傷害保険):0.5% 被雇用者負担率の内訳: 年金:20%			出所:社会負担法 傷害保険は職業に起因する傷病治療負担を担保するもの。
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:7.1% 2009年:2.2% 2010年:△0.4%			出所:統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)217 (b)246 (c)434	(a)150 (b)170 (c)300	(a)1,106 (b)1,254 (c)2,212	出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (a)Odra工業団地、8,500m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (b)Resnik工業団地、1万m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (c)Jankomir工業団地、1,500m2の価格から1m2当たりの価格を算出。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)5.79 (b)8.69 (c)10	(a)4.00 (b)6.00 (c)7.00	(a)29 (b)44 (c)52	出所:現地不動産会社デロス (a)Buzin地区、500m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (b)Jankomir地区、1,520m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (c)Pescenica、1,250m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 VAT含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a)14 (b)19 (c)23	(a)10 (b)13 (c)16	(a)74 (b)96 (c)118	出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (a)Buzin地区、180m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (b)Centar-Bijenicka地区、117m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 (c)Centar-Z地区、1,576m2の価格から1m2当たりの価格を算出。 VAT含まず。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(a)1,738 (b)2,028 (c)2,172	(a)1,200 (b)1,400 (c)1,500	(a)8,848 (b)10,323 (c)11,061	出所:現地不動産会社ザグレブウエスト (a)Banjavciceva-Heinzlova地区、110m2、駐車場・家具付き。 (b)Bukovac-D地区、200m2、駐車場付き。 (c)Britanski Trg(Kozarceva-C)地区、145m2、駐車場・家具付き。 VAT非課税。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	5.11	3.53	26	出所:T-comクロアチア 「ハロー・スタート」プラン
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:109 月額基本料:44	架設料:75 月額基本料:31	架設料:554 月額基本料:226	出所:T-comクロアチア 「ビジネス・フラット」プラン ADSL上り256kbps/下り4Mbps

クroatia(調査都市:ザグレブ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クナ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:21 1kWh当たり料金:0.05 ~0.09	月額基本料:14 1kWh当たり料金:0.03 ~0.06	月額基本料:106 1kWh当たり料金:0.23 ~0.45	出所:クroatia電力(HEP) 「中電圧ホワイトプラン」
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.93 1kWh当たり料金:0.09 ~0.18	月額基本料:2.71 1kWh当たり料金:0.06 ~0.12	月額基本料:20 1kWh当たり料金:0.46 ~0.92	出所:クroatia電力(HEP) 「低電圧ホワイトプラン」
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金:5.70	月額基本料:— 1m3当たり料金:3.93	月額基本料:— 1m3当たり料金:29	出所:水供給・下水処理会社ヴォドオプスクルパ・イ・オデュヴォ ジュニヤ
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.65	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.45	月額基本料:— 1m3当たり料金:3.32	出所:ザグレブ市ガス供給会社 業務用は公表されていないため、一般用ガス料金の価格。 VAT含まず。 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,700 (2)1,800 (3)2,600	(1)1,174 (2)1,243 (3)1,795	(1)8,656 (2)9,165 (3)13,238	出所:N-ロジスティカ(左記(1)と(3))、トランスエージェント・リエカ(左記(2)) 工場名:リエカ 最寄り港:リエカ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:リエカ→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:リエカ→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→リエカ
為替	21.為替レート	1米ドル=5.0915クナ、1ユーロ=7.3737クナ (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		20		出所:財務省、国税庁 利益税法、所得税法
	23.個人所得税 (最高税率%)		40		出所:財務省、国税庁 所得税法 3段階(12%、25%、40%)の累進課税
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		23		出所:財務省、国税庁 付加価値税法 軽減税率あり。 ・パン、ミルク、医薬品、書籍など:0% ・ホテル宿泊、新聞紙など:10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		15		出所:財務省、国税庁 日本との租税条約はない。 利益税法
	26.日本へ配当送金課税(最高 税率%)		0		出所:財務省、国税庁 日本との租税条約はない。 利益税法
	27.日本へのロイヤルティー送 金課税(最高税率%)		15		出所:財務省、国税庁 日本との租税条約はない。 利益税法

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,005 ~ 1,975	694 ~ 1,364	28,000 ~ 55,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 保守工 基本給
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,795 ~ 3,231	1,240 ~ 2,231	50,000 ~ 90,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 主任給電技師 基本給
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,872 ~ 10,771	1,983 ~ 7,437	80,000 ~ 300,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 部長(総務担当) 基本給
	4.営業職(月額)	1,077 ~ 2,154	744 ~ 1,487	30,000 ~ 60,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 営業職 基本給
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	610 ~ 1,616	421 ~ 1,116	17,000 ~ 45,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 販売員 基本給
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	646 ~ 1,616	446 ~ 1,116	18,000 ~ 45,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010(2011年2月1日時点) 給仕・調理補助員 基本給
	6.法定最低賃金	399/月	275/月	11,100/月	出所:2010年11月30日付モスクワ市決定第1042-PP号の追加協定(第77-480-I)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(1) 3,016~10,771 (2) 2,154~12,926 (3) 17,234~51,702 (4) 4,739~21,543 (5) 2,585~23,697 (6) 862~3,016	(1) 2,084~7,437 (2) 1,487~8,925 (3) 11,900~35,700 (4) 3,272~14,875 (5) 1,785~16,362 (6) 595~2,082	(1) 84,000 ~ 300,000 (2) 60,000 ~ 360,000 (3) 480,000 ~ 1,440,000 (4) 132,000 ~ 600,000 (5) 72,000 ~ 660,000 (6) 24,000 ~ 84,000	出所:メテオール・コンサルティング「Salary Survey Report」No.2 2010 (1)保守工 (2)主任給電技師 (3)部長(総務担当) (4)営業職 (5)販売員 (6)給仕・調理補助員
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 34.2~42.5% 被雇用者負担率:- 雇用者負担率の内訳: 社会保険料: 34.0% 労災保険: 0.2~8.5%(業種の危険度によって異なる)			出所: 2005年12月22日付連邦法第179-FZ号(2010年12月8日付連邦法第331-FZ号により最終改訂) 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号(2011年6月3日付連邦法第117-FZ号により最終改訂) 2010年11月27日付連邦政府決定第933号 社会保険料を算出する上限額は年収463,000ルーブル
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年: 29.3% 2009年: 9.2% 2010年: 15.1%			出所: 連邦国家統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 110 (b) 12	(a) 76 (b) 8.45	(a) 3,064 (b) 341	出所: 不動産会社インベスト・ネドゥビジモスチ 工場団地名: (a) リヤザン街道沿い(モスクワ環状自動車道から5km) 米ドル建て (b) カルーガ街道沿い(モスクワ環状自動車道から50km)米ドル建て
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	12 ~ 13	8.28~8.98	344 ~ 362	出所: プラエディウム モスクワ環状自動車道から7~37km程度 共益費含まず(平米当たり35~45ドル/年) 米ドル建て
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	98~103	68~71	2,729~2,869	出所: プラエディウム「オフィス市場概況」2011年第1四半期 中央行政区のクラスA案件 共益費含まず 米ドル建て
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,700~10,000	1,864~6,905	75,200~278,517	出所: メイフェア不動産 中心部 集合住宅 100平米程度 米ドル建てをルーブル建てに変換 税・諸経費は物件によって異なる 通常家賃1ヵ月相当のデポジットを大家に預ける VAT、諸経費については契約条件によって異なる
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.73	2.58	104	出所: ロステレコム アジア・ウラジオストック1地区料金 平日8時~20時
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:- 月額基本料: 174	架設料:- 月額基本料: 120	架設料:- 月額基本料: 4,837	出所: MTS 料金プラン「Biznes10」(月額) ADSL、固定IPアドレス 下り回線速度: 6Mbps 10GB分トラフィック含む 超過分は0.7ルーブル/MB

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.08~0.24	月額基本料:- 1kWh当たり料金: ~0.17	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 2.23 ~6.7	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.14	月額基本料:- 1kWh当たり料金: ~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.67 ~3.8	出所:モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は時間帯および電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.11	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.76	月額基本料:- 1m3当たり料金:30.8	出所:モスクワ市水道事業公社「モスポドカナル」
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.1	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.07	月額基本料:- 1m3当たり料金:2.73	出所:連邦公共料金局 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,054 (2)3,004 (3)6,654	(1)2,799 (2)2,074 (3)4,595	(1)112,918 (2)83,674 (3)185,333	出所:日系物流会社 (1)対日輸出:モスクワ→最寄り港(サンクトペテルブルク港)→横浜港 内訳:陸送費60,000ルーブル、海上輸送費1,900ドル (2)第3国輸出:モスクワ→最寄り港(サンクトペテルブルク港)→第3国仕向け港(ブレマーハーフェン港(ドイツ)) 内訳:陸送費60,000ルーブル、海上輸送費850ドル (3)対日輸入:横浜港→最寄り港(サンクトペテルブルク港)→モスクワ 内訳:陸送費60,000ルーブル、海上輸送費:4,500ドル 40フィートコンテナ
為替	21.為替レート	1ドル=27.8517ルーブル、1ユーロ=40.3362ルーブル (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:20 (連邦税:2/地方税:18)			出所:国税基本法第250条、同第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対象になるが 場合によって税率は異なる
	23.個人所得税 (最高税率%)	13			出所:国税基本法第224条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:国税基本法第164条 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、薬品は10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条
27.日本へのロイヤルティー送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	986	681	27,457	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 製造ライン作業員 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,354	935	37,725	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 工場ライン監督者 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,019	2,085	84,086	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 工場ライン長 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	4.営業職(月額)	1,745	1,205	48,602	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 エリア販売員 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	817	564	22,758	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 ショップアシスタント 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	817	564	22,758	出所:人材リクルート・派遣会社「ケースHR」サンクトペテルブルク事務所 ショップアシスタント 平均基本給、平均賞与、個人所得税含む
	6.法定最低賃金	a) 262/月 b) 166/月	a) 181/月 b) 114/月	a) 7,300/月 b) 4,611/月	出所: a) 2010年12月29日付地域間合意書第63-s号「サンクトペテルブルク市の2011年の最低賃金について」 b) 2011年6月1日付連邦法第106-FZ号「連邦法『最低賃金について』第1条の変更について」 a) サンクトペテルブルク市 b) レニングラード州
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)			n.a.	
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:34.2~42.5% 被雇用者負担率:- 雇用者負担率の内訳: 社会保険料:34% 労災保険:0.2-8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所:2005年12月22日付連邦法第179-FZ号(2010年12月8日付連邦法第331-FZ号により最終改訂) 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号(2011年6月3日付連邦法第117-FZ号により最終改訂) 2010年11月27日付連邦政府決定第933号 社会保険料を算出する上限額は年収463,000ルーブル
	9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:26.6% 2009年:6.3% 2010年:11.9%			出所:サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局、連邦国家統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 71 (b) 83 (c) 118	(a)49 (b) 57 (c) 81	(a)1,977 (b)2,312 (c)3,287	出所:不動産会社コリアーズインターナショナル 米ドル建て (a) ルイバツコエ(サンクトペテルブルク市南東地域) (b) ヴォルホンスコエ街道(サンクトペテルブルク市南西地域) (c) シャフィロフスキー(サンクトペテルブルク市北東地域、環状自動車道路から2km)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	37	25	1,025	出所:不動産会社ツァン 中央地区 平均価格、ルーブル建て 管理費含む
13.駐在員用住宅借上料 (月額)	6,018	4,155	167,600	出所:不動産会社ツァン 中央地区 市中心部のアパート 100~170m2 管理費含む、平均価格 セイフティ・デポジット1ヵ月相当と不動産への仲介手数料1ヵ月相当が必要	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.16	2.18	88	出所:ロステレコム アジア1地区料金(平日8~20時)
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	a)架設料:127 b)月額基本料:85	a)架設料88 b)月額基本料59	a)架設料3,540 b)月額基本料2,360	出所:ノースウエストテレコム 使い放題プラン「アリヤンスプロ」 ADSL、下り回線速度:2Mbps

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.07-0.12	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.05-0.08	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 2.02-3.32	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.05-0.12	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04-0.08	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 1.42-3.32	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 1kWh当たり料金は時間帯および電気暖房設備、電気調理設備の有無によって異なる
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: a)0.79 b)0.14	月額基本料:— 1m3当たり料金: a)0.55 b)0.1	月額基本料:— 1m3当たり料金: a)22 b)3.99	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 a)飲用水 b)工業用水
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.14	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.09	月額基本料:— 1m3当たり料金: 3.81	出所:サンクトペテルブルク市公共料金委員会 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,900 (2)850 (3)4,500	(1)1,312 (2)587 (3)3,107	(1)52,918 (2)23,674 (3)125,333	出所:日系物流会社 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:最寄港(サンクトペテルブルク港) →横浜港 (2)第3国輸出:最寄港(サンクトペテルブルク 港)→第3国仕向け港ブレマーハーフェン港(ドイ ツ) (3)対日輸入:横浜港→最寄港(サンクトペテル ブルク) 40フィートコンテナ
為替	21.為替レート	1米ドル=27.8517、1ユーロ=40.3362 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20 (連邦税:2/地方税:18)			出所:国税基本法第250条、同第284条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子も対 象になるが場合によって税率は異なる
	23.個人所得税 (最高税率%)	13			出所:国税基本法第224条 キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:国税基本法第164条 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、薬品:10%
	25.日本への利子送 金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の契約第8条
	26.日本へ配当送金 課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の契約第7条
27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高 税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の契約第9条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	124~1,222	86~844	991~9,766	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 技術工 基本給のみ。 米ドル建て。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	400~1,100	276~760	3,197~8,791	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 生産エンジニア 基本給のみ。 米ドル建て。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,200~5,762	829~3,979	9,590~46,047	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 人事部長 基本給のみ。 米ドル建て。
	4.営業職(月額)	323~1,500	223~1,036	2,581~11,987	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 営業 基本給のみ。 米ドル建て。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	305~854	211~590	2,437~6,825	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 販売員 基本給のみ。 米ドル建て。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	915	632	7,312	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 販売店・レストラン店長 基本給のみ。 米ドル建て。
	6.法定最低賃金	120	83	960	出所: ウクライナ法第2857-IV号(2010年12月23日付) 月額。 2011年10月1日以降985フリブニャ、2011年12月1日以降1,004フリブニャ。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	(1)71~1,611 (2)873~4,933 (3)150~34,572 (4)44~18,000 (5)1,100~3,079 (6)4	(1)49~1,112 (2)603~3,406 (3)104~23,872 (4)30~12,429 (5)760~2,126 (6)2.76	(1)567~12,874 (2)6,977~39,422 (3)1,199~276,282 (4)352~143,847 (5)8,791~24,606 (6)32	出所: Konyaeva & Partners "Salary and Benefits Survey", March 2011 (1)技術工、(2)生産エンジニア、(3)人事部長、(4)営業、(5)販売員、(6)販売店・レストラン店長 年収から12か月相当の給与を差し引いた額。
	8.社会保険負担率	事業主負担率:36.76~49.7%(業種の危険度合いによる) 従業員(本人)負担率:3.6%			出所: 2011年7月8日ウクライナ法第2464-VI号
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年: 33.7% 2009年: 5.5% 2010年: 20.0%			出所: ウクライナ国家統計委員会	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(1)20~50 (2)100	(1)14~35 (2)69	(1)160~400 (2)799	出所: Colliers International (1)キエフ州(キエフ市から5~40キロメートル程度離れた場所) (2)キエフ市(環状道付近) 米ドル建てをフリブニャ建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)8 (2)10	(1)6 (2)7	(1)64 (2)80	出所: ビジネス・リアルティ (1)ビジネスパーク、軽工業向け (2)重工業向け (1)、(2)ともキエフ市内の物件の平均価格。 米ドル建て。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	19	13	152	出所: Meget キエフ市内の物件の平均価格。 米ドル建て。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,999	1,380	15,975	出所: Realtua 市内中心部 3部屋 VAT、諸経費については契約条件によって異なる。 米ドル建て。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	1.8	1.24	14	出所: ウクルテレコム 米ドル建て。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料: 8.63 月額基本料: 44	架設料: 5.96 月額基本料: 30	架設料: 69 月額基本料: 350	出所: ポリア 料金プラン「688-XL-Pro」 下り回線速度38Mbps、上り回線速度1Mbps。 150GB分のトラフィックを含む。 超過料は1MB当たり0.007フリブニャ/MB。

ウクライナ(調査都市:キエフ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.1~ 0.13	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.76~1	出所:ウクライナ国家電力規制委員会 1kWh当たりの料金は電圧によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.04 ~0.05	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.03	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.28~0.36	出所:ウクライナ国家電力規制委員会 1kWh当たりの料金は電圧によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.69	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.48	月額基本料:- 1m3当たり料金: 5.54	出所:キエフボドカナル 上水、下水道料金含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.51	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.36	月額基本料:- 1m3当たり料金: 4.07	出所:キエフガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,640 (2)2,300 (3)4,240	(1)1,132 (2)1,588 (3)2,928	(1)13,106 (2)18,380 (3)33,884	出所:ALFIYA Ukraine 工場名(都市名):キエフ 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:香港 (1)対日輸出:キエフ→オデッサ港→横浜港 (2)第3国輸出:キエフ→オデッサ港→香港 (3)対日輸入:横浜港→オデッサ港→キエフ 米ドル建て。
為替	21.為替レート	(1)1米ドル=7.9915フリブニャ、(2)1ユーロ=11.5737フリブニャ (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		23		出所:国税基本法第2755-VI号(2010年12月2日付) 2012年1月1日以降21%、2013年1月1日以降19%、2014年1月1日以降16%。
	23.個人所得税 (最高税率%)		15		出所:国税基本法第2755-VI号(2010年12月2日付) 最低賃金の10倍超の月収の場合17%。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:国税基本法第2755-VI号(2010年12月2日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を承継
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を承継
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を承継	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	328~354	226~244	561,000~605,000	出所:日系製造業の進出はほとんどないため、外国との合弁繊維工場における実勢支払いベースをヒアリング 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	579	400	990,000	出所:日系製造業の進出はほとんどないため、外国との合弁繊維工場における実勢支払いベースをヒアリング 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	714	493	1,221,000	出所:日系製造業の進出はほとんどないため、外国との合弁繊維工場における実勢支払いベースをヒアリング 基本給のみ。
	4.営業職(月額)	143	99	245,000	出所:現地進出企業に対して実勢支払いベースをヒアリング 左記に成約額の10~15%を加算。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	143	99	245,000	出所:地場資本の中級ショップの店員に対してヒアリング 左記に売上額の3%を加算 昼食手当(65,000スム相当)を別途支給。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	286	198	490,000	出所:地場資本の中級レストランの店員に対してヒアリング 左記に売上高の10~20%を加算。
	6.法定最低賃金	33	23	57,200	改定日:2011年8月1日 出所:大統領令UP-4332(2011年7月7日付)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:25% 被雇用者負担率:5.5% 雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料:25% 予算外企業年金:総売上高の1.6% 予算外学校教育基金:総売上高の0.5% 被雇用者負担率の内訳: 年金基金:4.5% 年金積立制度:1%			出所:大統領令PP-1449(2010年12月24日付)
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年:34.1% 2009年:36.4% 2010年:32.3%			出所:ウズベキスタン国家統計委員会「ウズベキスタン経済統計2008年、2009年、2010年」 ウズベキスタン全体の名目賃金上昇率 2009年と2010年については、1~11月の前年同月比	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間85,747,070スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない また、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間85,747,070スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない また、大統領令UP-4059(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由経済工業区」が設置された 同工業区への進出には300万ユーロ以上の出資が条件。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	29	20	49,620	出所:インターナショナル・ビジネスセンター 米ドル建て。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000~5,000	2,072~3,453	5,133,150~8,555,250	出所:地元不動産業者 市内中心部の戸建て200~400m2、5~6部屋。 電気代と国際電話使用料以外は大家負担がほとんど。 通常3~6カ月分の前払い。 米ドル建て。
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3.89	2.72	6,678	出所:プストン アジアII地区料金。 米ドル建て。 中央銀行公定レート換算でスム払い。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	架設料:10 月額基本料:260	架設料:6.99 月額基本料:182	架設料:17,168 月額基本料:446,373	出所:Super iMAX 料金プラン「Company 1」 下り回線速度:1Mbps、7.5GB分の通信トラフィック含む。 超過料は0.04ドル/MB。 米ドル建て。 中央銀行公定レート換算でスム払い。

ウズベキスタン(調査都市:タシケント)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.05	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 84	出所:ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合
	17.一般用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金:0.05	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.03	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 84	出所:ウズベクエネルギー 付加価値税賦課対象外 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり41.8スム
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.18	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.12	月額基本料:- 1m3当たり料金: 308	出所:スヴソス 上水、下水道料金の合計
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:0.06	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.04	月額基本料:- 1m3当たり料金: 100	出所:タシケントシャハルガス 天然ガス
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)6,500 (2)5,200 (3)7,500	(1)4,488 (2)3,591 (3)5,179	(1)11,121,825 (2)8,897,460 (3)12,832,875	出所:Militzer&Munch (1)タシケント→ポストチヌイ港(ロシア)2,900ドル、ポストチヌイ港→横浜港3,600ドル 日数30~35日 (2)タシケント→ノボロシク港(ロシア)3,000ドル、ノボロシク港(ロシア)→アントワープ港(ベルギー)2,200ドル 日数20~25日 (3)横浜港→ポストチヌイ港(ロシア)4,200ドル、ポストチヌイ港(ロシア)→タシケント3,300ドル 日数30~35日 商品によって警備代300ドルが加算。 米ドル建て。
為替	21.為替レート	1米ドル=1,711.05、1ユーロ=2,478.03 (2011年7月1日付)			調査項目により為替換算レートが異なる。 14.国際通話料金、15.インターネット接続料金は中銀公定レート換算の現地通貨払いのため以下のレートで計算。 1米ドル=1,716.82スム、1ユーロ=2,454.12スム (2011年7月5日付)
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		9		出所:大統領令PP-1449(2010年12月24日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。
	23.個人所得税 (最高税率%)		22		出所:大統領令PP-1449(2010年12月24日付) 法定最低賃金の10倍を超える所得の場合。 同5倍以下の場合:10% 同5倍を超え10倍以下の場合:16%
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		20		出所:大統領令PP-1449(2010年12月24日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第8条 日ソ租税条約を承継。
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所:出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第7条 日ソ租税条約を承継。
27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)		10		出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約第9条 日ソ租税条約を承継。	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	500	345	72,875	出所:日系進出製造業はほとんどないため、複数の外資系企業に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給のみ。 米ドル建てをテンゲ建てに換算。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	800	552	116,600	出所:日系進出製造業はほとんどないため、複数の外資系企業に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給のみ。 米ドル建てをテンゲ建てに換算。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,000	691	145,750	出所:日系進出製造業はほとんどないため、複数の外資系企業に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。 米ドル建てをテンゲ建てに換算。
	4.営業職(月額)	750	518	109,313	出所:日系進出製造業はほとんどないため、複数の外資系企業に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。 米ドル建てをテンゲ建てに換算。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	500	345	72,875	出所:複数店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	350	242	51,013	出所:複数店舗に対して実勢支払いベースをヒアリング基本給、残業代含む。
	6.法定最低賃金	110	76	15,999	出所:共和国法第357-IV号「2011～2013年共和国予算について」(2010年11月29日付)
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	n.a.	n.a.	n.a.	規程はない。企業によって年間給与の1～12%で支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:16.04～25.99% 被雇用者負担率:10% 雇用者負担率の内訳 社会保険料:11% 失業保険:5.00% 労災保険:0.04～9.99% 被雇用者負担率の内訳 年金基金:10%			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 共和国法405号「社会義務保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第446-II号「労働者の職務遂行における生命および健康への危害に対する雇用者の市民・法的責任強制保険について」(2005年2月7日付) 共和国法第136-I号「年金保障法」(1997年6月20日付)
9.名目賃金上昇率(2008年→2009年→2010年)	2008年:15.9% 2009年:5.7% 2010年:12.0%			出所:アルマトイ市統計局	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	25～100	17～69	3,644～14,575	出所:工業団地「ダム」 中央銀行レート換算でテンゲ払い。 米ドル建て。
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	0.03～0.09	0.02～0.06	4.37～13	出所:工業団地「ダム」 中央銀行レート換算でテンゲ払い。 米ドル建て。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	18～30	12～21	2,624～4,373	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心地。 契約締結時に中央銀行レート換算でテンゲ払い。 共益費含まず。 米ドル建て。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	3,000～12,000	2,072～8,286	437,250～1,749,000	出所:ウメクス・リアリティ アルマトイ中心高級住宅地。 戸建て、200～800m2、部屋数3～5室。 契約締結時の中央銀行レートでテンゲ払い。 共益費含まず。 米ドル建て。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	1.65	1.14	240	出所:アルマトイテレコム
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	架設料:63 月額接続料:13～40	架設料:43 月額接続料:9.14～28	架設料:9,117 月額接続料:1,930～5,845	出所:アルマトイテレコム 料金プラン「メガライン」 ADSL。 月額接続料は上下回線速度によって異なる。

カザフスタン(調査都市:アルマトイ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.02 ~0.19	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.02~0.13	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 3.62~27	出所: アルマトイエネルギーズ 時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.02 ~0.11	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 0.02~0.08	月額基本料: - 1kWh当たり料金: 3.38~16	出所: アルマトイエネルギーズ 時間帯、使用量によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 1.10	月額基本料: - 1m3当たり料金: 0.76	月額基本料: - 1m3当たり料金: 160	出所: ホールディング・アルマトイ 上下水込み。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 0.15	月額基本料: - 1m3当たり料金: 0.10	月額基本料: - 1m3当たり料金: 22	出所: カザフスタン自然独占規制局 ガスの種類: 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 8,000 (2) 8,000	(1) 5,524 (2) 5,524	(1) 1,166,000 (2) 1,166,000	出所: 日系物流会社 (1) アルマトイ→連雲港(中国)→横浜港 (2) 横浜港→連雲港(中国)→アルマトイ 米ドル建てをテンゲ建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=145.75テンゲ、1ユーロ=211.082テンゲ (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)		20		出所: 共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付)
	23.個人所得税 (最高税率%)		10		出所: 共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付) キャピタルゲイン、受取利子含む。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)		12		出所: 共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付)
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)		10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約第11条
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		15		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約第10条 持ち株割合10%以上の場合5%。
27.日本へのロイヤルティ 送金課税(最高税率%)		10		出所: 所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約第12条	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 トルコリラ	備考	
賃金	1.ワーカー (一般工職)(月額)	1,212.59 ~ 3,510.49	837.26 ~ 2,423.90	1,953 ~ 5,654	出所: 出所: テータ出所: トルコ雇用者連合(TISK) よって異なる
	2.エンジニア (中堅技術者)(月額)	2,483.55 ~ 3,725.32	1,714.82 ~ 2,572.24	4,000 ~ 6,000	出所: MY Executive Danismanlik A.S.
	3.中間管理職 (課長クラス)(月額)	2,793.99 ~ 4,346.21	1,929.18 ~ 3,000.94	4,500 ~ 7,000	出所: MY Executive Danismanlik A.S.
	4.営業職(月額)	2,483.55 ~ 3,725.32	1,714.82 ~ 2,572.24	4,000 ~ 6,000	出所: MY Executive Danismanlik A.S.
	5~1.店舗スタッフ (アパレル)(月額)	1,552.22 ~ 2,483.55	1,071.76 ~ 1,714.82	2,500 ~ 4,000	出所: MY Executive Danismanlik A.S.
	5~2.店舗スタッフ (飲食)(月額)	1,241.77 ~ 1,862.66	857.41 ~ 1,286.12	2,000 ~ 3,000	出所: MY Executive Danismanlik A.S.
	6.法定最低賃金	<2011年上半期(現地通貨)> 16歳以上: 796.50(月額、グロス) 629.96(月額、ネット) 16歳未満: 679.50(月額、グロス) 546.20(月額、ネット) <2011年下半期(現地通貨)> 16歳以上: 837.00(月額、グロス) 658.95(月額、ネット) 16歳未満: 715.00(月額、グロス) 571.97(月額、ネット)		出所: 労働・社会保障省 (http://www.csgb.gov.tr/) 改定日: 2011年1月1日、2011年7月1日 発効: 2011年1月1日 2010年12月31日付官報No: 27802	
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—		—	出所: MY Executive Danismanlik A.S. 一般的な諸手当: 食事手当、交通費、民間保険、月給2~4か月分のボーナス支給等 管理職: 社用車、携帯電話、民間保険、月給2~4か月分のボーナス支給等 *しかし経済危機の影響により一部ボーナス支給を停止している企業もある *労働組合による石炭や衣類の支給も有
	8.社会保険負担率	①雇用者負担率 21.5% ②被雇用者負担率 15.0% 雇用者負担率の内訳 社会保険 19.5% 失業保険 2.0% 被雇用者負担率の内訳 社会保険 14.0% 失業保険 1.0%		—	出所: 労働・社会保障省
9.名目賃金上昇率 (2008年→2009年→2010年)	2008年: 21.8% 2009年: 8.7% 2010年: 6.3%		—	出所: トルコ公共労働者連合(Turkiye Kamu-Sen)	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(300 ~ 500) + tax	(207.12 ~ 345.24) + tax	(483.18 ~ 805.3) + tax	出所: TURYAP不動産 1.工業団地名: Gebze~Tuzla(イスタンブール・アジア側) 2.税・諸経費の内訳: 購入税、売却税ともに1.65%。不動産業者へのコミッションは売手2%+VAT、買手2%+VAT
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1.5 ~ 2.0) + tax	(1.04 ~ 1.38) + tax	(2.42 ~ 3.22) + tax	出所: TURYAP不動産 1.工業団地名: Gebze~Tuzla(イスタンブール・アジア側) 2.税・諸経費の内訳: 法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20% 上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	*(16 ~ 19) + tax **(29 ~ 38) + tax	*(11.04 ~ 13.12) + tax **(20.02 ~ 26.24) + tax	*(25.77 ~ 30.60) + tax **(46.71 ~ 61.20) + tax	出所: TURYAP不動産 URL: www.turyap.com.tr 1.地名: イスタンブール・ヨーロッパ側の*マズラク、**レヴェント地区。 2.税・諸経費の内訳: 法人の場合はVATとして年間賃貸料の18%。個人、協会、基金の場合は源泉課税として年間賃貸料の20% *上記+コミッションが年間賃貸料の20%(賃借人12%+VAT、賃貸人6%+VAT)。
13.駐在員住宅借上料 (月額)	A)* 1,800 ~ 3,000 ** 2,200 ~ 3,300 B)* 2,500 ~ 3,500 ** 3,000 ~ 3,750	A)* 1,243 ~ 2,072 ** 1,519 ~ 2,279 B)* 1,726 ~ 2,417 ** 2,072 ~ 2,589	A)* 2,899 ~ 4,832 ** 3,543 ~ 5,315 B)* 4,027 ~ 5,637 ** 4,832 ~ 6,040	出所: TURYAP不動産 URL: www.turyap.com.tr 1.地区名: A)イスタンブール・ヨーロッパ側のエティレル、ウルス地区、B)アルケント(エティレル)、 2.住宅の種類: AB:24時間警備・フィットネスセンター・テニスコート付きの高級住宅コンプレックス。 3.占有面積: A)100m2、B)165 m2 4.コミッション: 賃借人が年間賃貸料の12%+VAT *家具なし、**家具付き。	
通信費	14.国際通話料金 (日本向け3分間)	3分間の通話料: 0.250	3分間の通話料: 0.172	3分間の通話料: 0.402	出所: トルコ・テレコム http://www.turktelekom.com.tr/telekom/tr/pdf/fikshatt_V3.pdf http://www.turktelekom.com.tr/telekom/tr/pdf/urun/kurumsal/istelefonu/tarife/ISFIKSHATT.pdf 料金算定方法: VAT(18%)、特別通信税(15%)込み。 様々なオプション、パッケージがあり、現在は法人向け、個人向け共に同価格。 トルコ・テレコムの民営化による通信網の効率化の結果、日本は06年5月付で利用頻度の低いグループ3から頻度の高いグループ1に編入され、大幅値下となった。
	15.インターネット接続料金 (ブロードバンド)	初期設定料: 14.90 月額基本料: 4GB(通信速度8 Mbpsまで): 18.01 6GB(通信速度8 Mbpsまで): 19.87 リミットなし(通信速 度8Mbpsまで): 34.09	初期設定料: 10.29 月額基本料: 4GB(通信速度8 Mbpsまで): 12.43 6GB(通信速度8 Mbpsまで): 13.72 リミットなし(通信速 度8Mbpsまで): 23.54	初期設定料: 24 月額基本料: 4GB(通信速度8 Mbpsま で): 29 6GB(通信速度8 Mbpsま で): 32 リミットなし(通信速 度8Mbpsまで): 54.90	出所: TTネット(会社用ADSL回線) http://www.ttnet.com.tr/web/230-1157-1-1/tur/evde_ttnet/baglanti_cesitleri_+_adsl/ucretlendirme 料金算定方法: 基本料金は付加価値税(18%)、特別通信税(5%)込み。 *初期設定料は12か月の分割払い可能

		米ドル	ユーロ	現地通貨 トルコリラ	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.09697	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.06696	月額基本料:— 1kWh当たり料金:0.15618	出所:国営配電会社(TEDAS) 料金算定方法:別途VAT(18%)とcity hall tax(1%)が課税
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金:4.25	月額基本料:なし 1m3当たり料金:2.93	月額基本料:なし 1m3当たり料金:6.84	出所:イスタンブール水道局(ISKI) 料金算定方法:別途VAT(8%)が課税
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.393042 ** 0.371542 *** 0.322264	月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.271386 ** 0.256540 *** 0.222516	月額基本料:なし 1m3当たり料金: * 0.633034 ** 0.598406 *** 0.51904	出所:イスタンブール・ガス配給会社(IGDAS) 料金算定方法:別途VAT(18%)が課税 2011年6月1日からの料金 ガスの種類:天然ガス *下記(**および***)顧客以外への販売価格 ***年700,000-800,000 m3を消費する顧客への販売価格 ***年800,000m3以上消費する顧客への販売価格
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,200 (2) 2,075 (3) 2,750	(1) 829 (2) 1,433 (3) 1,899	(1) 1,933 (2) 3,342 (3) 4,429	出所: RUYA Lojistik Turizm ve Dis Tic. Ltd. Sti. (1) 対日輸出: 最寄り港イスタンブール・アンバルル港(Kumport)→横浜港 (2) 第3国輸出: 最寄り港イスタンブール・アンバルル港(Kumport)→NY港 (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港イスタンブール・アンバルル港(Kumport)
為替	21.為替レート	1米ドル=TL 1.6106、1ユーロ=TL 2.3326 (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	国税:20%			出所:財務省歳入局 法人税法 No.5520、32条 発効日:2006年6月13日 数値に含まれるもの:キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子
	23.個人所得税 (最高税率%)	(現地通貨) 9,400以下: 15% 9,401-23,000: 20% 23,001-53,000: 27% 53,001以上: 35%			出所:財務省 2010年12月29日付官報No:27800、2011年1月1日発効
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18% (VAT)(標準税率)			出所:財務省歳入局 The Branch Directorate of VATにも同時に確認 2007年12月30日付官報:26742、発効:2007年12月31日 必需食品、書籍の税率は8%、農業製品の税率は1%、その他1~18%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	金融機関を通じての送金:10% その他:15%			出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結:1993年3月、1994年11月付官報NO.22110、発効:1994年12月28日)第11条第2項
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	資本比率が25%以上:10% 資本比率が25%以下:15%			出所:財務省歳入局 日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年3月、1994年11月付官報NO.22110、発効1994年12月)第10条第2項
27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税率%)	10%(最高税率)			日本との租税条約:二重課税防止協定(締結1993年3月、1994年11月付官報NO.22110、発効:1994年12月)第12条第2項	

	米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考	
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	242.94~795.84	167.75~549.52	1,450~4,750	出所:エジプト日本商工会による2011年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数:357名)工場労働者、運転手等含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	418.87~1591.69	289.22~1099.04	2,500~9,500	出所:エジプト日本商工会による2011年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数:357名)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	753.96~2513.19	520.60~1735.33	4,500~15,000	出所:エジプト日本商工会による2011年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数:357名)全企業・団体の従事者を対象
	4.営業職(月額)	301.58~1591.69	208.24~1099.04	1,800~9,500	出所:エジプト日本商工会による2011年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数:357名)全企業の従事者を対象
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	実質上なし			国家賃金評議会において策定されていない。社会保険事務所によると、実態で150エジプト・ポンド(27.69米ドル)/月が最低基準
	7.賞与支給額(固定賞与+変動賞与)	基本給の1.0~5.5か月分			出所:エジプト日本商工会による2011年日系企業賃金調査結果(対象企業・団体数:19社、対象者数:357名)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 固定給 月取 875エジプト・ポンドまで : 26% 変動給 月取 1,050エジプト・ポンドまで : 24% 被雇用者負担率: 固定給 月取 875エジプト・ポンドまで : 14% 変動給 月取 1,050エジプト・ポンドまで : 11%			出所:社会保険庁(National Organization for Social Insurance)より聞き取り
9.名目賃金上昇率(2008年→2009年→2010年)	2008年度:21.2% 2009年度:12.1% 2010年度:13.8% 2011年度:23.3%			出所:財務省『財政月報 2011年6月』(The Financial Monthly June 2011)政府機関職員の賃金上昇率を示す。各年度は7月~翌年6月。2010年度は2010年7月~2011年5月の実績。2011年度は政府予算。	
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格(m2当たり)	(1)8.38~27.65 (2)83.77~167.55 (3)167.55~335.09	(1)5.78~19.09 (2)57.84~115.69 (3)115.69~231.38	(1)50~165 (2)500~1,000 (3)1,000~2,000	出所: (1)産業開発公社(IDA:Industrial Development Authority)より聞き取り。管轄の全国指定の全国工業地区(Industrial Zone)の土地価格帯(カイロ以外含む)。 (2)現地不動産会社より聞き取り。ニュー・カイロ地区(工業認可された土地不動産市況) (3)現地不動産会社より聞き取り。アボ・ラワッシュ(ギザ)地区(工業認可された土地不動産市況)
	11.工業団地借料(月額)(m2当たり)	(1)3.50 (2)7.00 (3)1.68 (4)3.69	(1)2.42 (2)4.83 (3)1.16 (4)2.55	(1)20.89 (2)41.78 (3)10 (4)22	出所: (1)投資フリーゾーン庁(GAFI)。9つの公設フリーゾーンの製造業(カイロ首都圏内は、ナスル・シティ、メディア・プロダクション・シティの2箇所、イスマイリア、ダミエッタ、シェベイン・エル・コム)の3箇所は半額 (2)GAFI。9つの公設フリーゾーンの倉庫・サービス業 (3)現地不動産会社より聞き取り。ニュー・カイロ地区(工業認可された土地不動産市況) (4)現地不動産会社より聞き取り。アボ・ラワッシュ(ギザ)地区(工業認可された土地不動産市況) (1)、(2)はドル建て。
	12.事務所賃料(月額)(m2当たり)	9.00~45.00	6.21~31.07	53.72~268.58	出所:現地不動産会社より聞き取り 地区名:ダウタウン、ドッキ、マーディー、モハンデション、ザマレク、ヘリオポリス、ナスルシティ 占有面積:150~600m2 ドル建て。
	13.駐在員用住宅借上料(月額)	800.00~4,000.00	552.39~2761.95	4,774.80~23,874.00	出所:現地不動産会社より聞き取り 地区名:ドッキ、モハンデション、ザマレク、マーディー 住宅の種類:アパート(2LDK~4LDK) 占有面積:200~400m2 住宅借上における現地特有の慣習(ある場合):家具付が一般的ドル建て。
通信費	14.国際通話料金(日本向け3分間)	(1)2.29 (2)1.76	(1)1.58 (2)1.21	(1)13.50 (2)10.50	出所:Telecom Egypt (1)8時~20時 (2)20時~8時
	15.インターネット接続料金(ブロードバンド)	(1)15.92 (2)23.46 (3)36.86 (4)63.67 (5)116.44 (6)227.03 (7)326.72	(1)10.99 (2)16.20 (3)25.45 (4)43.96 (5)80.40 (6)156.76 (7)225.59	(1)95 (2)140 (3)220 (4)380 (5)695 (6)1,355 (7)1,950	出所:出所:TEADATA ADSL(1か月料金、無制限、各スピード) (1)512kbps (2)1,024kbps (3)2,048kbps (4)4,096kbps (5)8,192kbps (6)16,384kbps (7)24,576kbps

エジプト(調査都市:カイロ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kW当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1) (a)0.036、 (b)0.027、(c)0.026 (2) (a)0.044、 (b)0.032、(c)0.031 (3) (a)0.060、 (b)0.044、(c)0.043	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1) (a)0.025、 (b)0.018、(c)0.018 (2) (a)0.030、 (b)0.022、(c)0.022 (3) (a)0.041、 (b)0.030、(c)0.030	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1) (a)0.217、 (b)0.159、(c)0.154 (2) (a)0.263、 (b)0.192、(c)0.186 (3) (a)0.358、 (b)0.263、(c)0.255	出所:エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社(Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) 料金算定方法:(1)超高電圧、(2)高電圧、(3)中規模電圧、(a)鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・銅・石化の産業分野、(b)板ガラス・陶磁器の産業分野、(c)a・b以外の産業分野
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金:0.276	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.191	月額基本料:— 1m3当たり料金: 1.65	出所:カイロ投資家協会(Cairo Investors Association)より聞き取り カイロ市内工業団地(各地方の工業団地により料金異なる)
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.114 (2)0.087 (3)0.076	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.079 (2)0.060 (3)0.053	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.680 (2)0.519 (3)0.454	出所:2010年首相令1953号(Prime Minister Decree No.1953 of the Year 2010)、ドル建て。 料金算定方法:(1)鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・銅、石化の産業分野、(2)板ガラス・陶磁器の産業分野、(3)(1)と(2)以外の産業分野 料金単位:英熱量(BTU)の100万BTU当りの米ドル(100万BTUは、26.4m ³ のガスと同等でこれに基づき料金を算出)
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,500.00 (2)1,882.73 (3)-(A)2,725.00 (3)-(B)3,450.00	(1)1,035.73 (2)1,300.00 (3)-(A)1,881.58 (3)-(B)2,382.18	(1)8,952.75 (2)11,237.07 (3)-(A)16,264.16 (3)-(B)20,591.33	出所:現地通運企業 工場名(カイロ):カイロ圏内工業団地共通 最寄り港:ダミエッタ港 第3国仕向け港:仏・マルセイユ港 (1)、(3)はドル建て、(2)はユーロ建て (1)対日輸出:カイロ圏内工業団地(カイロ)→最寄り港(ダミエッタ港)→横浜港、コンテナ取扱料金含む。(2011年7月末時点の参考価格。) (2)第3国輸出:カイロ圏内工業団地(カイロ)→最寄り港(アレキサンドリア港)→第3国仕向け港(仏・マルセイユ港) (3)-(A)対日輸入:横浜港→最寄り港(ダミエッタ港)→カイロ圏内工業団地(カイロ) (3)-(B)対日輸入:横浜港→最寄り港(アレキサンドリア港)→カイロ圏内工業団地(カイロ)
為替	21.為替レート	1米ドル=5.9685LE、1ユーロ=8.6439LE (2011年7月1日付)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	20% 石油及び天然ガスの探鉱・生産会社:40.55% 公的機関は別途異なる税率			2005年法第91号所得税法
	23.個人所得税 (最高税率%)	(1)10% (2)15% (3)20% (4)25%(最高税率)			2005年法第91号所得税法(給与税に相当) 2011年7月1日施行 年収5,000エジプト・ポンド以下は免除 (1)5,000超~20,000エジプト・ポンド (2)20,000超~40,000エジプト・ポンド (3)40,000超~10,000,000エジプト・ポンド (4)10,000,000エジプト・ポンド超
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	10% (消費税)(標準税率)			1991年法第11号消費税法 原則として10% 商品又はサービスの種類により税率異なる場合あり。 サービスの税率は、5%~10% 名称:消費税 標準税率:10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	20%(最高税率)			2005年法第91号所得税法(日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金 租税条約未締結国も同様の20%の源泉徴収
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	課税対象外			
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	15%			2005年法第91号所得税法(日本は租税条約締結国) 源泉徴収後送金 租税条約未締結国は20%の源泉徴収